

サラリーマン増税と消費税引き上げのダブル増税反対に関する請願(金田誠一君紹介)(第四一三号)

消費税の大増税反対に関する請願(金田誠一君紹介)(第四一四号)

大増税反対に関する請願(金田誠一君紹介)(第四一五号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

財政及び金融に関する件

○伊藤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、関税暫定措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑は、去る八日に終局いたしました。

これより討論に入りますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○伊藤委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○伊藤委員長 次に、財政及び金融に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

両件調査のため、本日、参考人として日本銀行総裁福井俊彦君、日本銀行理事稲葉延雄君、日本銀行理事水野創君の出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として金融庁総務企画局長三國谷勝範君、金融庁総務企画局総括審議官中江公人君、金融庁監督局長佐藤隆文君、総務省大臣官房審議官岡崎浩巳君、財務省主税局長石井道遠君、国税庁次長加藤治彦君、厚生労働省大臣官房審議官御園慎一郎君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○伊藤委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。石原宏高君。

○石原宏高委員 おはようございます。自由民主党の石原宏高でございます。

本日、財政及び金融に関する件という一般質疑で、日銀の福井総裁と理事の方に日銀の経済見通しと金融政策を中心に御質問をさせていただきたいと思っております。

ぎりぎりになってしまったんですが、朝の理事会で資料の提出を御許可いただいたと思いますので、資料をちよつと皆さんに配っていただけばと思うんですが、済みません。

先週、十月の三十一日に、日銀の経済・物価情勢の展望、いわゆる展望レポートが発表されました。その中で、経済は緩やかに拡大していると評価をいたしまして、前回の四月の着実に回復を続けているから、上方修正をされた評価になる一方で、先行きについては徐々に減速していくとの展望が示されました。

この十一月で、一九六〇年代後半のイザナギ景氣を超えて戦後最長の景氣回復局面を迎えたと言われますが、多くの国民にとっては景氣回復の実感がないのが実情ではないかというふうに思っています。

まだ資料が配られていないんですけれども、私が配らせていただきました資料の一項目に、各、イザナギ景氣、平成景氣、そして今の景氣局面の実質GDP、実質企業収益、また実質雇用者所得の伸びの指数をちよつと載せていただいているんですけれども、これを見てわかるように、実質GDPや実質企業収益と比べ、実質雇用者所得が低迷しているということが数値的にもおわかりになって、戦後最大の景氣回復局面といながらも、国民の方々が実感を感じていないというのがこういう指数からもおわかりになるのではないかと思います。

そこで、日銀にお聞きしたいと思うんですが、このまま景氣回復の恩恵を勤労者が受けることな景氣が減速していくことはないのでしょうか。また、失速するおそれはないのか、御見解を求めさせていただきますか。

○福井参考人 おはようございます。日本銀行の福井でございます。御質問にお答えさせていただきます。

委員御指摘のとおり、つい最近、日本銀行が公表いたしました新しい展望レポートでは、引き続き日本の経済は極めて緩やかではあっても着実に拡大過程をたどっていく、こういうふうに展望いたしております。息の長い成長という言葉が一番当たっているのではないかとこのように思っています。

と申しますのも、需要面で、単に外需が引つ張るといっただけではなくて、内需、外需ともに増加をしているというふうに、比較的いいバランスになっておりますし、供給面でも、生産、出荷と在庫とのバランスが、比較的、最近IT関連の在庫がちよつとふえているということに注意しております。

ますけれども、全体としてはよくバランスがとれていて、目先、在庫調整が急に起こる、大きな在庫調整が起こるというふうにも思われません。

それから、ストックの方でも、企業の設備投資は非常に積極的だけれども、過剰設備を目先持つというふうに、資本ストックの調整が大きく起こるというリスクも比較的小さい。そういう意味では、生産、所得、支出の好循環が続きやすい環境になってきている、それが大きなバックグラウンドでございます。そして、さらに申し上げれば、企業部門の好調ぶりが家計部門へ次第に波及していくだろう、こういう想定に立つての見通しでございます。

委員御指摘のとおり、そうはいっても、イザナギ景氣の記録を超えるという長い回復、拡大過程に入っても余り実感が十分でないのではないかと、私もそういう声をたくさん聞きます。支店長会議の折にも報告を受けております。

一つは、やはりこれは、二〇〇二年初頭からの回復というのは、日本経済が非常に深いふちに沈んで、最も悪い状況からの回復でありますので、実感を持つまでに非常に時間がかかった、最近ようやくというふうな感じがあるのが一つだと思いますし、もう一つは、特に個人の実感というふうなお尋ねでございます。

この点につきましては、既に失業率が四％まで下がっているとか、所定外給与、特別給与を中心に雇用者所得も徐々にふえているというふうに、家計部門への好影響の波及が全くないわけではなくて、既に進んでいるということでもありますけれども、肝心かなめのいわゆる所定内給与の伸びがまだ非常に鈍い。

つまり、個人にとっては恒常所得がふえるという感覚にいま一歩届いていないところがあります。こういったことが大きな理由ではないか。多分これには、企業サイドが人件費抑制姿勢をやはり緩めない、国際競争にしっかりと勝つていかなきゃいかぬということを強く意識しているという面と、それから、働く側でも、過去の厳しい雇用

環境の経験から、差し当たりは賃上げよりも安定的な雇用の方を望むという傾向がなお残っているためではないかというふうに思います。

しかし、既に労働力人口が頭打ちとなっており、雇用手数の増加が今後とも続けば、マクロ的な労働需給のさらなる引き締まりは当然避けられないところでございます。恒常的な所得の変化と認識されるような所定内給与を含めた賃金の上昇圧力が、徐々にでなくても、さらに強まってくる、こういうふうな思っていますので、大事なことは、この日本経済の息の長い拡大というものを本当に実現していく、そのことにみんなが確信を持つてくださるということが実感に伴う道に通ずる真つ正面からの王道ではないか、こう考えております。

〔委員長退席、竹本委員長代理着席〕

○石原(宏)委員 まさに、やはり、企業収益はいんですけれども、個人の方がその恩恵をまだ十分に受けられていないというのが今の実感ではないかと思ひます。

企業部門から家計部門へ好影響が波及して進んでいく、今もう既に説明していただいたのかもしれないけれども、どのような方法で、もしくはあとのぐらいつたば家計に企業部門の分の利益が波及していくのかということ、日銀がどう考えるか、なかなか難しい質問だと思ひますけれども、もしお考えが、日銀として、総裁の個人的な見解でも構ひませんが、このぐらいいなればというふうなところがあると、非常に聞いている者は心強くなると思ひますけれども、御意見があれば教えていただけますでしょうか。

○稲葉参考人 少々技術的なお尋ねでございますので、お答えさせていただきますと思ひます。

先ほど総裁の方から申し上げましたとおり、景気回復が長期化しても家計部門でそれが実感できないというのは、やはり賃金、特に所定内給与の伸びが緩やかであるということが大きく影響していると考えております。

しかし、先行き、少しずつマクロで労働市場の

需給が引き締まってまいりますので、いずれは、所定内給与を含めて賃金の上昇圧力というのが徐々に高まって、そして個人消費もよりしつかりとした動きになっていくのではないかとこのように見ております。

○石原(宏)委員 国内の景気見通しについては緩やかに拡大していくというお話をお伺いしたんですけれども、やはり、輸出に依存している日本の経済構造を考えたときに、海外の景気というものも考えていかなきゃいけないと思ひますが、日銀は、海外経済の拡大が継続し、輸出の伸びが堅調に推移すると見られておりますが、少し楽観的過ぎないかなというような危惧もあります。例えば、アメリカの七月―九月のGDPの予想がかなり減速という形になりました。また、とりわけ住宅バブルがはじけて惨たんたる状況と聞いております。また、欧州でも、来年にはドイツが付加価値税の増税を行う予定になっておりまして、影響が懸念されるわけでありまして。

例えば、米国では、私の資料のページ、資料一の項目二のところを見ていただくとわかるんですが、アメリカのイールドカーブが、短期の方が五％、十年で四・七五％として、将来の景気の減速を織り込んで逆イールドの形になっていきます。

また、資料二を、資料の三ページ目ですが、メリリンチ、アメリカの証券会社ですけれども、メリリンチが計量的なモデルを使いまして、来年の米国景気が後退する可能性が五〇％以上あるというふうな説明、レポートを出しておりますけれども、日銀として、アメリカの景気についてどのように考えていらっしゃるのか、そして、アメリカの景気が減速することによって日本の景気に悪影響が及ぼされないのでかどうかが、御見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

○福井参考人 日本経済は世界経済と緊密な連関を持つて動いておりまして、海外経済の動向を常に注意深く見守つていく必要があるというふうに私どもも思っております。最近、米国経済の減速

傾向が明確になっております。御指摘のとおりでございます。ただ、そういう米国経済の減速の動きを含みながらも、世界経済は地域的な広がりを持つて順調に目下のところは拡大しております。したがって、ソフア、これまでのところは、米国の経済の減速にもかかわらず、日本からの海外への輸出、あるいは、厳密に言いますと、米国への輸出すら幸いにも余り悪い影響を受けていない、今日まではそういう状況が言えると思ひます。

しかし、米国経済自身、世界経済に不測の悪い影響を及ぼしかねない、こういう心配がやはりありますので、十分注意して見ていかなければなりません。第三・四半期にアメリカの経済が、住宅投資が大幅に減少して成長率も一・六％まで減速した、非常に注目しています。ただ、現在までのところは、その一方で、アメリカの企業の設備投資は非常にしっかりと行っている、やはり収益がいいということも背景にしていると思ひます。

それから、個人消費が多少減速しておりますけれども、そのベースも、エネルギー価格の下落とか所得の上昇がありますのでブレーキがかかっている、緩やかな減速にとどまっている、こういう状況でありますので、今のところ、アメリカ経済の基本的な成長メカニズムが住宅市場のクーリングオフによって崩れてきているという状況ではないというふうな思ひます。

したがって、この趨勢でいけば、アメリカ経済が先行き景気後退局面、リセッションに陥るような事態には至らない可能性がなお高いのではないかとこのように考えられます。

一方、インフレ圧力の方も、最近の油の値段がひとところよりは少し落ちついているということが助けになっておりますので、景気減速につれてやはりこのインフレ圧力は次第に低下していく可能性はある、こういうふうに見えています。

したがって、標準的な見通しとしては、アメリカ経済は、来年以降であります、次第に潜

在成長率近傍の安定的な成長パスに戻っていく姿、それがより明確になっていくのではないかとこのように見られるところでございます。

しかし、御指摘のとおり、市場の中ではさまざまな観測があります。かなり悲観的な見方をなさる方もたくさんいらっしゃいますので、注意深く臨んでいかなきゃいけないと思ひますが、一つが、金利面で逆イールドの状況が続いている。私どもも、このイールドの分析、懸命にやっておりますけれども、なかなかわかりにくいところもございまして。世界的にインフレ、これだけ油の値段が上がつても期待インフレ率が比較的うまく抑制されているというこの反映がもしれない。長期金利は、今、世界的な連動性を持つて動いております。そういうことかもしれません。かつまた、強いて楽観的なことを申し上げるわけではありませんが、イールドは逆イールドになっているんですけれども、一方でアメリカの株価はかなり堅調に推移しています。したがって、市場が全体として米国の景気後退懸念を強めているとか、支配的な意識としてそれを持っているというふうにはなっていないのではないかととらえず思ひます。

いづれにしても、米国経済の基本的なシナリオが崩れた場合には、世界経済に、ひいては日本経済に悪い影響があることは確実です。そういうダウンサイドリスクはしっかりと見ていかなきゃいけません。一方で、景気が多少減速しても米国のインフレ圧力が想定どおり静まるかどうか、こちらの方についても不確実性が残っています。したがって、アップサイド、ダウンサイド、両方のリスクをこれから注意深く見きわめていきたい、こういうふうな思ひます。

○石原(宏)委員 内外の景気見通しについては今お話を伺いしたんですけれども、景気見通しとともに、金利政策、金融政策ということになると思ひますが、日銀の金利政策について少しお伺いしたいと思ひます。

今、御説明、福井総裁からもありましたよう

に、日本の景気もアメリカの景気も、緩やかに回復というか、成長を続けるという御発言だったと思うんですけども、そういう見通しの中から、金融市場では、早ければ年内に日銀がもう一段の利上げを行うという観測があるわけですから、一方で、日銀は来年度の予想消費者物価上昇率を〇・五%とされているわけでありまして。

消費者物価指数は、御存じのように、上方バイアスというものがあつまして、それを勘案すると、例えば、もしかすると実質的には消費者物価はゼロ、上昇しないんじゃないかというようなことも考えられるわけでありまして、そういう中で利上げを行った場合に、またデフレになつてしまふんじゃないか、日本の景気の腰を折つてしまふんじゃないか、そういう懸念があるのではないかとふに思ふんです。例えば資料三の、日経新聞になつておりますけれども、実はIMF、国際通貨基金が、日本のデフレの再発について、そのリスクは無視できないというふうに警告をされているわけでありまして。

ちよつとお伺いしたいんですが、日銀は、望ましい物価水準についてどういうふうに考えているのか。日銀の今までの御発言を見ると、消費者物価上昇率でゼロから二%という、欧米の中央銀行の基準と比較しても、やや幅の広い、そして何か少し高過ぎないかという印象を受けているんです。

例えば、ヨーロッパの中央銀行、ECBでは、消費者物価指数のHICPの前年比上昇率で二%を若干下回る程度というふうに望ましい物価水準を明言しております。また、FRBでは、これはバーナンキ議長過去の発言から推測されるわけでありまして、コアの個人消費デフレ率の二%の前年比伸び率で、二%程度だというふうに説明をしているんですが、それと比べても、日銀のゼロから二%というのはちよつと幅が広過ぎるというふうに思ふんですが、これについて御見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

○福井参考人 まず、日本銀行の展望レポートで

示しました経済見通しは、今年度それから来年度、二年度間の見通しでございますが、経済が長期的に回復し、成熟局面に入つておりますので、成長率自体は緩やかに減速する、一方、物価につきましては、需給が徐々に引き締まつていて、ユニット・レーバー・コストの低下幅も縮まつてきているということでありまして、物価上昇圧力は目立ちませんが、じわじわと強まる、消費者物価指数で表現すれば、大して上がらないとおつしやつたとおり、ごくわずかに上がる、したがいまして、いわば超物価安定のもとで息の長い経済の成長が続く、こういうふうなシナリオを出しているわけでありまして、しかも、このシナリオの前提になつておりますのは、今の超金融緩和状態を示しております極めて低い政策金利を、少しずつ上げていくという前提のもとにこのシナリオができていくというところでございます。

したがいまして、見通しのとおり経済が推移するようであれば、政策金利をゆつくりと引き上げていくということと整合的でございます。景気回復の芽を摘むとか、あるいは引き締め、いわゆる強い引き締めと感ぜられるような経済状況を現出するということふうなものはございせん。むしろ、息の長い経済の成長経路をより強固に確保するための措置、こういうふうに御理解いただきたいと思います。

お尋ねの物価安定についての考え方でございまして、日本銀行では、ゼロから二%という範囲で、中長期的な物価安定と考える物価上昇率、これは九人の政策委員それぞれが、中長期的な物価安定と考える物価上昇率、これを持ち寄つて、全体としてこの幅におさまつていくということでありまして、したがいまして、ある幅を持っているということでございます。

このゼロから二%という範囲は、海外主要国よりも、まずレベルとしてやや低目になつております。しかし、我が国の場合は、もともと海外主要国に比べて、過去数十年の平均的な物価上昇率が低いわけでございます。ちよつとこの覚悟で申し

わけありませんが、過去二十年ぐらいの日本のCPIの平均上昇率というのは一%に満たないと思ひます。

そういう状況でございますので、日本経済の中で仕事をしておられる人々は、あるいは生活をしていく人々は、そうした低い物価上昇率を前提として経済活動に係る意思決定が行われている可能性がある、そうした物価観と我々の中長期的な物価安定の理解のレベルをそろえながら金融政策をやつていく、こういうふうになつていくわけでありまして。しかし、我々は、この先は、もう量的緩和政策からも脱却したので、ずっと先を読みながら、フォワードルッキングな金融政策をやるうと言つていきます。

したがいまして、過去の物価上昇率の正負が今申し上げましたようなことであっても、将来に向かつては、やはりさらに日本経済の構造改革が進む、その中で物価形成メカニズムも変化していく可能性があると思ふんです。この中長期的な物価安定の理解につきましまして、そうした経済構造の変化等に依つて、やはりこれは徐々に変化し得る性格のものであるというふうに基本的認識としておりまして、原則として一年ごとにしつかり点検していきたい、政策委員会としてもそういう方針でございます。

（竹本委員長代理退席、委員長着席）

○石原宏委員 ありがとうございます。

日本はゼロから二%といつて幅広いので、ちよつと目と目というか、あと楽観というか、ゼロ%の消費者物価上昇で利上げをしていいのかというふうな気がしますので、ちよつと質問させていただきます。

今お話をしていただいたと思ふんですけれども、日銀が考える日本の潜在成長力をどういうふうに考えるかということとちよつとお聞かせいただきたいと思います。

例えば、平成十七年、内閣府の企業行動に関するアンケート調査によると、企業の期待成長率は一・九%という数字もありますけれども、

日銀が考えていらつしやる日本のこれからの潜在成長力というのは、大体GDPベースで何%ぐらいなのかというのをちよつと教えていただけますでしょうか。

○福井参考人 委員よく御承知のとおり、潜在成長率というものを正確に計測するということはなかなか難しいのでございます。各国とも大変苦労しております。日本銀行も悪戦苦闘しながら、現在の潜在成長率は大体どの辺かということに常に探つておりますが、資本ストックの量とか労働力の水準、生産性上昇率などの程度かというふうなことをいつも点検しながら作業しております。現在、私どもは、日本経済の潜在成長率は余り高くない、一・五%から二%の範囲内というふうに見ております。展望レポートでも、日本経済、昨年度は三・二%成長でございましたけれども、潜在成長率に向かつて今年度、来年度は緩やかに下がつていく、むしろその方が息の長い成長が続く、こう思つております。

しかし、二%に満たない潜在成長率でやはり満足できないであらう、少なくとも二%を超えていく必要がある。しかし、既に人口の減少が始まつております。労働力の供給のパイプはやはり細つていくという中で、この逆風を乗り越えながら潜在成長能力を上げていくというのは大変難しい課題なんですけれども、政府におかれまして、しかし、この点は大事だということで、せめてやや中期的に二・二%ぐらいの潜在成長能力に引き上げていくというふうな政策の方向性をそろえておられるわけですね。

私どもも、これは非常に重要な政策だ、ぜひそういうふうな実現されることが望ましい、潜在成長能力が上げられ、それをそのまま現実の成長力として発揮し、しかも景気の振幅が大きくなるような経済の姿を国民の皆様提供することには責任がある、金融政策はその面で貢献することはできるだろう、潜在成長能力を上げることは日銀の政策はなかなか貢献できませんが、上がった潜在成長能力をフルに発揮させ、安定的な成長を遂げる

というふうな場面においては我々は十分貢献できる、こういうふうな思っています。

○石原(宏)委員 時間も残すところ五分になりましたので、一問ぐらいの質問になつてしまふと思つて、資料の五ページ目、資料四として英国のフィナンシャル・タイムズの記事を載せさせていただきます。

これはどういふ内容かというと、日銀筋のコメントとして、いわゆる円キャリー取引、すなわち、安い金利の円でお金を調達して、円を売つて、その他の高金利資産で運用して利ざやを稼ぐ、為替はオープンにしておいて稼ぐ、そういう市場が八兆円から十五兆円あるという記事がここに書かれております。

これは日銀筋のコメントというふうになつてゐるんですが、これは本当なものでしょうかということ、今、これから金利上昇も徐々にというふうな言われているんですけども、日銀が金利を上げていく、金利引き締めというふうな形で動いていくときに、この過程で、円キャリー取引の巻き戻しが起つて、円を借りて外貨で運用していたんですけれども、金利が上がつていつちやうのやさや稼げないので、外貨を売つて円を買い戻すというふうな取引が急に起つて、円高が急進するおそれはないのか。この点について、日銀の御見解を求めたいと思います。

○福井参考人 円キャリー取引とは何かというのは、そもそも余り定義のない取引なんでございしますが、委員がおっしゃいましたとおり、普通には、相対的に金利の低い円資金を調達して、為替リスクをとりながらこれを外貨にかえて高金利通貨建ての資産に投資する、こういう取引と理解されております。

こういった取引は、内外の金利差が大きくて為替相場が安定傾向にある局面では、投資家としてそういう投資行動をとるインセンティブが強まりますので、こういう取引がふえる傾向がある。現在は、我が国の金利が諸外国に比べてかなり低い水準にございます。その状態が続いております。

で、海外との関係次第でありますけれども、円キャリー取引が生じやすい環境にあるのは事実だと思ひます。現実にはふえてゐると思ひます。

したがひまして、私どもの市場担当者も、市場参加者の方々も常時感觸を交換しながら、どれぐらい膨らんでいるのかということをつかもうという努力はしています。おっしゃいましたような数字で明確につかんでいるわけではないと思ひますが、つかむ努力をしています。そして、かつ、これが非常に膨らんでいる場合には、先行きの金利観に急激な変化が生ずれば急激な巻き戻しが起こり、さまざまなひずみをもたらす、このリスクは非常に大きいものですから、私どもは大変警戒的にここは見ている。

したがひまして、金融政策の運営に当たりまして、市場とのコミュニケーションを綿密にやらないうと、非常にサブライジングなことになればそういう現象が、つまり、まず円キャリートレードが異様に膨らむ、逆にまた巻き戻しが大きくなる、往復のリスクがありますので、常日ごろから市場との政策運営をめぐるコミュニケーションは濃密にやつていつて、そういう円キャリートレードのようなものが異様に膨らまないように、逆にアンワインディングが起こる局面においてもスムーズに行われるようにというふうな心がけております。これはなかなか難しい仕事でございします。

○石原(宏)委員 ありがとうございます。時間が参りましたので、質問を終わりたいと思ひますけれども、最後に一言。

金利政策については、中央銀行として日銀に独立性があることはよく理解しておりますが、安倍内閣が成長戦略を上げることについてもぜひ御配慮をいただき、景気が腰砕けにならないように今後金利政策に当たつていただきますようお願いいたします。ありがとうございます。

○伊藤委員長 次に、谷口隆義君。

○谷口(隆)委員 おはようございます。公明党の谷口隆義でございます。

きょうは、初めに、政府税調についてお伺いをいたしたいと思ひます。尾身大臣に来ていただいておりますので、尾身大臣に主にお尋ねをいたしたいと思ひます。

御存じのとおり、十八年の十一月七日から新たに、税制調査会の総会が開かれまして、石会長から本間会長にバトンタッチをされたわけでございます。

それで、私も石会長と意見交換したことがございます。石会長のお考えもよく知つてゐるわけでありまして、石前会長は、経済成長重視の安倍政権の戦略について、このようにマスコミの報道、インタビューにおつしやつておられるわけでありまして、「財政が借金漬け」という問題を、成長だけでは解決できない。近視眼的だ。このようにおつしやつておられまして、将来の増税論議は避けることができない、このような立場でおつしやつておられます。

一方で、本間会長の方は、合理的な課税体系を目指す最適課税論の代表的な論者でありまして、経済の効率性に、より軸足を置くという立場の方であります。そういう意味においては、安倍総理の目指す経済成長重視政策に違和感がないというような方なんだろうと思ひます。

それで、そういう会長の考え方の違い、また、どうもお聞きしますと、従来は財務省の内部で政府税調を開催されておつたわけでありましてけれども、このたびは内閣府に移すということでございます。そもそも政府税調というのは総理の諮問機関でありますから、そういう意味では本来に立ち返つて、これからは安倍総理も出てきていただいてというふうなことも報道されておるわけでありまして、いわば官邸主導でやつていくという方向に転換されたのではないかと報道がございします。

また、それにつけ加えて、今回の政府税調への諮問事項を見ますと、ずっとありまして、「こうした税制改革の中では、喫緊の課題として、我が国経済の国際競争力を強化し、その活性化に資す

るとともに、歳出削減を徹底して実施した上で」ということで、競争力強化ということを強くにじませたような諮問事項になつておるように私は感じたわけでありまして。

こういうふうな、私が今申し上げた状況の中で、今回、政府税調が、会長がかわり開催場所が変わり、こういうふうなことになるわけでありまして、これからの政府税調の開催における期待感も込めて、尾身大臣が一体どのようにお考えなのか、御所見をお聞きしたいと思ひます。

○尾身国務大臣 安倍政権にかわりましてから、政府税制調査会の委員もいわば一新されたわけでございます。これは、新しい内閣のもとで、今後、経済、財政一体となつて活力ある日本をつくつていく、こういう考え方のもとに、予断を許さず、また新鮮な顔ぶれにしたいという安倍総理の御意向もございまして人選が行われ、本間会長を中心とする新しい政府税制調査会の委員が選ばれたわけでございます。

新しい税制調査会におきましては、安倍政権の成長と財政再建は両立するという考え方のもとに、公平、中立、簡素、さらに活力という原則に照らしながら、税制が経済や財政あるいは企業、家計にどのような影響を及ぼすかというふうな視点に立ちまして、あるべき税制の姿というものを御議論いただきたい、このように考えて、私どもとしては大いに期待をしております。

○谷口(隆)委員 また、尾身大臣は、先日大阪でも、減税のことに言及された御発言があつたり、減価償却については企業の競争力強化のためにはやつていった方が好ましいというふうなお考えを述べていらつしたわけでありましてけれども、このようないふについて、大臣御自身がどういふふうにお考えなのか、お伺いしたいと思ひます。

○尾身国務大臣 経済の成長と財政の再建は両立する、またさせるべきであるというのが私どもの考え方でございます。

そういう中で、経済のグローバル化に伴いまして、企業が国を選ぶ時代になった、つまり、日本の企業、外国の企業を問わず、世界の中でどこに生産拠点を置くか、どこに事業活動の中心地を置くかということは企業が選ぶ時代になったというふうな認識しているわけでございます。そういう中におきまして、日本経済が発展をし、ここで雇用を確保し、経済の発展と、かつ生活水準の上昇を実現するためには、日本という国が、経済の面において企業活動の拠点として魅力あるところにならなければならないと考えております。

そのような考え方に立ちまして、少なくとも、税制等に関してはイコールフットイングなものにしていかなければならない。同時に、経済の国際競争力を強化していく必要があると考えているわけでございます。

そのような考え方のもとにイコールフットイングといいますが、例えばの例示として、減価償却における残存価値を日本は5%は残さなければならぬというルールになっておりますのに対して、もうほとんどの外国は一〇〇%償却をする、つまり残存価値は帳簿上残さなくていい、税制上も残さなくていいということでございまして、こういう点で、イコールフットイングという点から見ると今の5%の残存価値は問題があるというふうな考えておられて、その点について申し上げていこうとでございます。

これらについては、もとより税制調査会、政府税制調査会及び与党税制調査会の御議論を伺いながら決定していくわけですが、先ほど申しましたような、企業が国を選ぶ状況のもとにおいて、日本だけでこういう特異のハンディキャップというのはなくしていくべきではないかというのが私の考えでございます。これから関係方面と御協議をしながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○谷口(隆)委員 経済成長をすると。先ほど日銀総裁のお話を聞いておりましたら、なかなか潜在

成長率というのは難しい話だと。大体一・五%から二%程度の潜在成長率で、政府は今実質二・二%を目指してやっているとすけれども、やはりなかなか難しいというふうなお話があったわけでありまして。私は、個人的にはやはり、例えば減税をするといった場合の経済効果はあるんだろと思うんですね。だけれども、そのことに行き過ぎた自然増収を期待したような財政当局のあり方ではまたまずいというふうに思っております。

実は、私が平成十四年、十五年に財務省の副大臣を務めたときに、財務省の「日本の税制」という毎年出しておる本があるわけですが、この本で、どうもレーガン減税、またサッチャー減税のところの評価が非常に否定的な評価であったものですから、財務省の職員の方と議論をし、かなり深い議論をして、十五年度版からは両論併記をさせていただくことになりました、レーガン減税のあり方。まあ大臣、一度見ていただいたら結構かと思えます。ですから、そういうような減税が与える経済効果というものはあると思えますから、そのあたり。

しかし、一方で、しっかりとした財政を確保するという財務省の非常に重要な役割がありますから、どうなるかわかりもしないような自然増収に頼るということは、これは好ましいことではありませぬ。ですから、そういう観点で、ぜひ大臣に頑張っていただきたいと思う次第でございます。

それで、その次に、先ほど非常に政策的なことでも議論されました日銀の金融政策について、私の方は、むしろこの政治とかかわりの質問をさせていただきたいと思うわけでございます。

日銀総裁は、十一月七日の講演で、今後の金融政策で、リスクが起る前にきめ細かく手を打つというように述べられ、景気拡大が続けば緩やかに金利を引き上げていく意向を強調されたような御講演があったようでございます。

それで、一方で、最近の景気先行きの不透明感

が増しておるといような経済指標が今出てきておるわけでありまして。例えば、九月の電子部品、デバイスの在庫指数は過去最高で、市場ではIT分野の在庫調整圧力が強まる懸念が強まっておるとか、また、九月の家計調査では、一世帯当たりの消費支出は実質で前年同月比六%減になったとか、こういうような、不透明感がより一層増すような経済指標が出ておること、市場関係者は再利上げ時期が後ずれになるのではないかと、こういうような考え方が広まっておるという状況のようでありまして。

それで、先ほどの話のように、安倍政権は経済成長重視で今やっておられるわけでありまして、この前提は、金融緩和がやはり前提になっておるというように私は思うわけでありまして、新聞報道を見ますと、十一月二日の経済財政諮問会議で、日銀が景気の過熱を指摘したのに対して、民間議員から牽制するような意見が相次いだ。それで、八代民間議員の方は、投資は強いけれども消費は強くない、設備投資だけ注目が当たり過ぎておるといのは誤解を与えるのではないかと。また、伊藤隆敏議員の方は、上振れリスクより下振れリスクの方が大きい、このようなことをおっしゃったようでありまして。

このような中で日銀と政府が対立するというようなことになりまして、これは好ましいことではありませぬ。このような私が申し上げたことを念頭に入れていただいて、日銀総裁が今どういうふうにお考えなのか、お伺いをいたしたいと思っております。

○福井参考人 金融政策の運営に当たりまして、私も、日本銀行法に規定されましたとおり、常に政府との意思疎通を十分図る、相互の理解の上に立つて金融政策を行い、金融政策の効果を高めていく、こういう努力を続けております。

また、経済財政諮問会議におきまして、私は、一人のメンバーとして率直に意見を申し上げます、率直な意見交換をさせていただいている。ちようだいしましたさまざまな意見は、私どもが

金融政策を考えていく上に大変重要な糧になっている、こういうふうな思っています。

現在、御承知のとおり、極めて緩やかな金融環境を通じて経済をサポートし続けております。私どもの今年度、来年度の経済見通しは、成長率こそ緩やかに低下するけれども、物価安定のもとに持続的な成長の長い成長が確保できる、こういう見通しに立っております。この見通しをより強固なものにするためには、この経済が本場に標準的なシナリオどおり動いていった場合にはゆとりと政策金利を調整するというところと整合的だということに見通しになっております。

そういう意味では、日本銀行としては、何か利上げを急ぐとか、あらかじめスケジュールを心の中に持って、何が何でも絶対金利を上げなきゃいけないというふうな姿勢で臨んでいるわけではございません。

委員御指摘のとおり、先ほどもちょっと私触れましたけれども、電子デバイス関連部品なんかの在庫が非常に上がっていたり、こんなことは一体何を意味するのかということも丹念に今分析中でございます。それから家計調査も、一番最近時点の数字が、私どもから見ても少し唐突感のあるぐらゐ弱い数字であったというふうな思っています。これらにつきましても、先行きの経済にどういうインプリケーションがあるかを懸命に分析中でございます。

こういうふうな新しく出てきます、今後ともいろいろな指標が出てくると思いますが、いい指標であれ、あるいは必ずしもよくない指標であれ、一つ一つ丹念に分析しながら、経済の基調というものに狂いがないかどうか確かめて、そこに確信が持てればやはりゆとりと金利を調整していくということが、景気の芽を摘むのではなくて、逆に息の長い成長を確保する道に通ずることができると。

政府におかれましては、物価安定のものと持続的な成長確保ということとは重要な目標としておられるわけですので、この点について、日本銀行と

持っている目標に全く相違はないんじゃないか、
こういうふうに考えております。

○谷口(隆)委員 市場関係者は、必ずしも政府と
日銀の方向が一緒だとは思っておられないような
意見を持つていらっしゃる方が多いということ
はあるんだろうと思います。

それで、ペンシルベニア大学の名誉教授でL・
クライン氏が、日本の潜在成長率、今おっしゃ
たような一・五だとか二だとかいうようなこと
ではなくて、三・三程度の潜在成長率は可能だ、こ
のようにおっしゃっておられて、アメリカの場合
はI・T革命を生かして生産性を高めて高成長し
たと。

このアメリカが高成長した原因は、F・R・Bの
リンスパン氏が、米国の経済の成長について、
I・T革命による潜在成長率の向上を信じてF・R・
Bは利上げを急がなかった、それが米国の経済のイン
フレーションが高成長につながった、このようなこと
をおっしゃっておられて、まだまだ二・三、政府
は二・二％と言っているわけですが、それ
を超えるような成長はI・T革命を通じて起り得
るというような立場のことをおっしゃっておられ
ました。

これについて、何かコメントするようなことが
總裁の方でありましたら、お願いしたいと思いま
す。

○福井参考人 米国の場合も、九〇年代を振り
返ってみると、九〇年代前半の、いわゆるドッ
トコムブームと言われたぐらいのI・T関連の猛烈
な投資が行われましたけれども、しばらくは生産
性の上昇あるいは潜在成長能力の向上に結びつ
かなかつたわけでありまして、これが生産性パ
ラドックスと言われた時期がございました。しか
し、やはりI・T関連企業だけではなくてすべての
企業が、このI・T技術の進歩をみずからのビ
ジネスの効率性の向上のためにうまく活用する
ような段階になって初めて、生産性が上がって
きた、こういうことがございます。

日本の場合も、バブル経済崩壊後、潜在成長

力は極端に落ちたと思います。八〇年代、三・五
ないしはそれを上回っていた潜在成長能力が、恐
らく一％台の低いところまで一たん落ちた。しか
し、その後やはり、企業はバブル崩壊後の過剰の
問題を処理しながらも、結構新しいビジネスモ
デルの模索ということを前向きに続けた結果、生
産性は上がってきております。

したがって、先ほど私が一・五から二の間と申
し上げました潜在成長能力は、非常に低いところ
に落ちたものから少し回復してきている、その途
上のものでございます。したがって、今後の
努力によって、さらに日本の潜在成長能力を引き
上げていくことは十分可能だと。

一つだけ新しいハンディキャップ要因は、昨年
あたりから総人口の減少が始まっている、これは
一過性のものではなくて、今後二十年あるいはそ
れ以上続くというものでありますので、この大き
なハンディキャップを乗り越えながらやっていか
なさいいけないというのは、やや日本にとつて重
い課題です。しかし、これはやはり乗り越えてい
かなきゃいけない、こういうふうな感じで見てお
ります。

○谷口(隆)委員 日銀は日銀の独立性もございま
すから、はつきりおっしゃっていただいたら結構
でありますけれども、そこは政府との間で方向が
たがえることのないように、ぜひ頑張っていただ
きたいというように思います。

その次に、今度は金融庁の関係でお伺いをいた
したいわけですが、東京証券取引所と、
ニューヨーク証券取引所を運営するNYSEグ
ループ、どこかで聞いたようなグループでありま
すが、NYSEグループとの提携協議についてお
伺いをいたしたいと思っております。

欧米では、今、取引所の再編の大きな流れがあ
るわけでありまして、アジアでもこのような取引
所再編の流れが及んできたというふうなことのよ
うであります。このような流れがあるんですけれ
ども、しかし、このような再編が、提携が利用者
にどのような利点があるのか、取引所の再編統合

が利用者にとどのような利点があるのかということ
が明確ではありません。むしろ、欧米の再編の波
にのみ込まれるのではないかとというような危惧の
声さえもあるわけでありまして。

企業と投資家の活動がグローバル化してあるわ
けでありますけれども、このようなグローバル化
しておる世界経済の構造が今変わってきたという
ようなところにこの原因があるんだろうというこ
とを言われておりますが、実はしかし、足元を見
ますと、会計制度も違いますし、法制もばらばら
であります。ですから、このような再編統合がど
のような効果をもたらすのかということが明確
ではありません。

このような東証とNYSEグループの提携協議
について、金融担当大臣に所見をお伺いいたした
いと思っております。

○山本國務大臣 谷口先生が御指摘のように、東
証とニューヨーク証券取引所の業務提携に関する
報道が再三なされていくことは承知しております。
また、東証は、次世代システム構築等の経営
課題への取り組みを着実に進めた上で、海外の取
引所との提携について検討を進めていく方針であ
るということを既に公表しているわけございま
す。

本件におきましては、一義的には個別の取引所
の経営に係る事柄でございまして、金融庁として
あえてコメントするということは差し控えるべき
だということに思いますが、一般論として
申し上げれば、谷口議員の御指摘のとおり、取引
所間の提携に当たって、各国における法制度や会
計制度の違い、そういったものを含めた上での検
討がさらになされるべきであるというように思っ
ております。提携等の結果が証券市場の利用者
にとつて有意義で利便性が高いことになるとい
うような確信を持ったものでありたいというよう
にも思っております。

以上でございます。
○谷口(隆)委員 この提携協議は、どうも聞いて
おりますと、東証とNYSEグループの持ち合い

が一〇％以内でとどまるというような協議内容に
なっておりますが、しかし、このNYSEグ
ループが追加出資を求めてきた場合に一体
どうなるのかということが考えられるわけ
ですね。

それで、この六月に成立をいたしました金融商
品取引法、これには、あの村上ファンドによる大
阪証券取引所の株式の大量取得問題を踏まえ
て、議決権が二〇％を超える証券取引所株式の所
有を原則として禁じておるというようなことであ
りますが、地方公共団体とその他政令で定める者
に關しましては五〇％まで認めるという例外もあ
るわけでありまして。

それで、追加出資を求められた場合に一体どう
するのか、また、その他の政令で定める者に海外
取引所が入るのかどうかといったことについて、
御答弁をお願いしたいと思っております。

○三國谷政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、金融商品取引法におきまして
は、地方公共団体その他の政令で定める者は、認
可を受けまして、株式会社形態の金融商品取引所
の二〇％以上五〇％以下の議決権を取得できるこ
ととされているところでございます。この政令で
ございまして、現段階におきましては、金融商品
取引法全体につきまして、来夏ごろの施行を目
指しまして、現在、関係政令あるいは関係府令の
整備に取り組んでいるところでございます。

御指摘の論点につきましても、公共性や業務の
健全性の観点などを踏まえまして、今後、関係者
の意見も伺いながら検討を進めてまいりたいと考
えているところでございます。

○谷口(隆)委員 それ以外に、アメリカはニュー
ヨークの取引所がありますし、またシカゴにも取
引所があるわけですね。今度、シカゴでは先物と
商品取引所が一緒になるというふうなこともある
ようでありまして、そういう意味において、我が
国も、東証だけが非常に大きくなっているのか。
そういう意味で、東証と大証の役割分担をする、
例えば、先物の大証、また現物の東証というよう

な役割分担がいろいろ考えられるわけでありま
ね。それについて大臣はどのようにお考えなの
か、御答弁をお願いします。

○山本國務大臣 東証のほかに、大阪証券取引所
なども、アジアやヨーロッパ等の複数の取引所と
の間でさまざまな内容の協定を締結されまして、
情報交換等を通じた相互連携を進めているとい
うことでございます。

金融庁といたしまして、それぞれの取引所
が、みずからの経営戦略のもとで、グローバルな
競争力の強化等に取り組んでおられることは基本
的に望ましいと考えております。そうした取り組
みの結果として、利用者の利便性の向上や我が
国資本市場の活性化につながっていくというこ
とを期待しております。

また、谷口委員の御指摘のように、東証の特徴
と大阪証券取引所の特徴を生かしながら、来るベ
きグローバルな時代に対して、日本のマーケット
が競争力で負けないというような観点も必要だろ
うというように思っております。

○谷口(隆)委員 大臣、ぜひそういう観点で、取
引所というのは非常に重要なので、今もう株式会
社になっておりますけれども、国の施策と非常に
かわりがありますから、きめ細かく見ていただ
く必要があるんじゃないかと思っております。よろしくお願
いしたいと思っております。

それで、若干時間が残っておりますので、あと
もう一問お聞きしたいわけでありまして、

国税局または税務署の職員をかたつて、所得税
の払い過ぎのために還付金がありますといつて、
金融機関またコンビニエンスストアのATMのと
ころへ行つてATMのボタンを押してほしいなど
といつて、それで現金をだまし取ろうとする振り
込み詐欺が今出ているというふうなことのよう
であります。

それで、どうも見ておられますと、これは六月ぐ
らいから生じておられて、六、七、八、九、十
とだんだんふえてきています、これは連絡があ
るものだけではありませんから、現在その被害に遭つ

たということではありません。この不審電話の連
絡状況を国税庁のこの資料で見ますと三千五百件
ぐらいいりまして、六月は五十一件、七月は二百
十四件、八月は五百四十一件、九月が七百七十六
件、十月が一千八百七十五件と、徐々にふえてお
ります。

それで、実際に現金を振り込んだ者が、国税庁
が把握しているだけですから、これは警察が把握
しているものもあるんだろと思うんですね、国
税庁把握分だけで八十五件があつたようでありま
して、これは断じて許すわけにはまいりませんの
で、徹底してこれを、こんなことをさせないと。
多分これは御高齢の方なんかだまされてやつて
いるんだろと思うんですが、

国税庁に、今やつていらつしやる対応をお話し
いたしたいと思います。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。
ただいま御指摘のように、税務職員の名をか
たつたいわゆる振り込め詐欺が増加しております。
六月ごろから徐々に税務署に問い合わせがふ
えておられて、先ほども御指摘のとおり、現時
点で税務署で把握している、税務署に問い合わせ
があつた件数が、一般的なもので三千五百件ほど
ございます。

また、最近、十一月になって、これは報道等
もされておりますが、国税局の文書で詐欺を
する。まず文書を発出して、その文書によつて誘
導してATMのところに来させるといふ新たな手
口も発見されて、これが今現在八百件ほど問
い合わせがございます。実際に被害の方もいらつ
しやるようでございます。

私も、実際の被害に遭われた方に対する対応
については警察、捜査当局の方にお願ひせざるを
得ないんですが、こういうことを防止するという
見地から万全の対策をしたいということで、今回
の報道も、我々の方から報道機関に情報提供を行
いましてお願いをしております。

それから、ホームページとかポスターとかを活
用して注意喚起をしておりますが、特にこれから

我々国税庁を主体として、金融機関等に対して防
止のためのPR用のポスターなどを掲示してい
たくということ、これはATMを使った犯罪で
ございますので、ATMのところになるべくそう
いう注意喚起のポスター、チラシ等が張られるよ
うにお願いしたいと思っております。

○谷口(隆)委員 ぜひ、国税庁では、このよう
なことが起こらないように、できるだけの注意喚起
をしてやつていただきますようお願いいたします
して、時間が参りましたので、これで終わらせて
いただきます。

○伊藤委員長 次に、馬淵澄夫君。

○馬淵委員 民主党の馬淵でございます。
一般質疑の機会をいただきました。きょうは日
銀総裁にもお越しいただいております。一時間の
時間、日銀の総裁にお尋ねをさせていただきます、あ
るいはまた財務大臣にも同席いただいております
ので、お尋ねをさせていただきます、その思いでき
ょうは質疑をさせていただきます。

まず、日銀の保有資産の見直しについてお尋ね
をさせていただきますというふうに思います。
前回私は、十月二十七日、この委員会での大臣
所信の質疑をさせていただきましたが、財務省に
おかれましたも、この保有資産の見直しというの
は当然ながらにしっかりと行つていく、資産・債務
改革として、財務省は、宿舍、庁舎も含む国有財
産全般の売却、有効活用、これらを積極的に取り
組む、こう所信でも明示をされておられます。

そして日本銀行、もちろんこれはまた独立した
機関ではございますが、昨今の厳しい状況の中、
より効率的な経営を実現するためにも、その運営
を実現するためにも、保有資産の見直しについて
は当然ながらに取り組みを積極的に行われている
かと思ひます。こうした保有資産の見直しにつ
きまして、まず全般的な方針ということで端的に
お示しをいただけますでしょうか。

○水野参考人 お答えさせていただきます。
私どもでは、従来から、日本銀行法で求められ
ております適正かつ効率的な業務運営の実現を目

指しまして、さまざまな改革の努力を続けてまい
りました。平成十一年一月には、その一環とし
て、業務、組織運営面からの必要性も念頭に置き
つつ、保有資産の合理化に関する方針を公表いた
しております。

その主な内容でございますけれども、第一に保
養所及び運動場の廃止、売却、第二に支店長宅の
マンション化と保有宅の処分、第三に行合集約
化等の推進による遊休不動産の処分、この三点で
ございます。

○馬淵委員 今方針を述べていただきました。こ
の九九年一月二十九日、保有資産の見直しとい
うことで、新日本銀行法で求められている適正かつ
効率的な業務運営の実現を目指して、保有資産の
合理化に関しては、これは今理事の御答弁にあり
ましたように、倉宅集約等によつて、これまで処
分等によつて合理化を図つていくんだということ
でございました。

さて、この合理化でございますが、主には支店
長の舎宅あるいは保養所及び運動場の全廃、また
遊休不動産、ゴルフ会員権の積極的売却、このよ
うに方針にも掲げられております。

こうした方針を鋭意取り組んでいらつしやるこ
とかと思ひますが、きょうは、皆様のお手元に、
委員長のお許しをいただきましたお配りした資
料、その一ページ目から四ページまで、これは週
刊現代の二〇〇六年十一月四日号に載つた記事で
ございますが、「日銀の「超豪華施設」一挙公開」
というところで、こうした資産が載せられておりま
す。もちろん、これに関しては、単に日銀がこう
した資産を持つていているということではなく、保有
資産の見直しにおいてその処分が進められている
ということではありましたが、その処分の状況に
つきまして、これも端的で結構ですので、事務方
で結構ですので、お答えいただけますでしょうか。

○水野参考人 お答えさせていただきます。
保有資産のスリム化の状況でございますけれども、
例えば、保養所につきましては、既にすべて

廃止しておりますほか、支店長の舎宅につきましても、築年数を勘案しつつ、四カ所を除きマンション化を終えております。さらに、廃止しました十三保養所のうち十の保養所、それからマンション化した二十八の支店長舎宅のうち二十三の支店長舎宅につきましては、売却も完了しております。

こうした取り組みのもとで、遊休化する不動産の処分を推進した結果、十七年度末の保有不動産、これは本店を初めとする営業用の不動産も含んだ日本銀行が所有するすべての不動産でございすけれども、この面積は、当時、十年度末に比べて二五％程度削減されているという状況でございす。

○馬淵委員 今、保有資産の処分状況といいますが見直しの状況についてお答えいただきました。これは、お手元の資料の五枚目に、日銀から提出をいただきました「保有不動産の現状」ということで、トータルでは、こうした見直しの対象になっているものについては、十七年度末で二五％の処分が済んだということでありす。四分の一が処分されたということで、今るお答えいただいた部分はここに載っております。

さて、こうした保有資産の状況、この週刊現代の記事はこうした処分については余り細かく言及をされておられません。あたかも超豪華施設を持っているかのごとくに報じられておりますが、現実には、日銀の方ではこうした資産の見直しを鋭意御検討されている、進められているということでありす。

しかしながら、これは、七年経過の後、二五％、四分の一でございす。民間の企業、あるいは、今本場に厳しい状況に置かれているさまざまな機関において、無駄なもの、保有資産の中でも本場に有効活用できるものを見直していこうという中で、七年間で四分の一、二五％、これは余りにもそのペースとしては遅過ぎやしないか。一般の庶民の皆さんから見れば、遅々として進まない、このように指摘をされても仕方がないので

はないかと思うわけですが、これにつきましては、総裁、こうした業務の運営、そのまことにマネジメントをするお立場の中で、この四分の一の実態というものに対してはいかにお感じでしょうか。総裁、どうかお答えいただけますでしょうか。

○福井参考人 ただいま理事が御説明申し上げましたとおり、四分の一ということでございますけれども、これは、日本銀行が持つております保有不動産全体に対して四分の一の削減が既に終わつたということでございます。

ただ、この全体の保有資産の中には、日本銀行の本店、支店など営業所、これは削減対象にならないものが大きく含まれておりますので、一〇〇％に達するというものではございません。したがって、一〇〇％を目指して二五％達成したということではない点は、当然御理解いただいているというふうに思ひます。

今申し上げました営業用不動産、つまり本店、支店などのほかに、利用制限など個別の事情から、売却しようとして努力しておりますが、まだまだ進捗していないものも含まれております。こうした点を除きますと、かなりの物件を予定に従つて売却してきている、進捗率も相応に進んでいるというふうに評価してあります。もともと、御指摘のとおり、日本銀行として効率的な業務運営を一層厳しく心がけて実行していかなければならない、私は、日本銀行の経営者の立場としてもそういうふうにご考えています。

私ももとしましては、今後とも環境の変化を十分踏まえながら、保有資産の効率的な活用を努めることが第一、そして、新たに遊休化する不動産が出てまいりましたら、これは適切に、速やかに対応してまいりたい、こういうふうな思つております。

○馬淵委員 全保有資産のうちの二五％、もちろん、これは一〇〇％にならないのは当然であります。本支店等々ございますが、しかしながら、進めているその努力はしているんだというお答えを

総裁からいただきました。

さて、そうなりますと、この五ページ目をご覧いただきます中で、一つ私が思うことがございす。

この「保養所および運動場の現状」というところで、石神井の運動場というのがございす。これは、お手元の資料の三枚目に石神井の運動場というのがございす。ここは時価百十億円と書いてありますが、この時価というのは実勢価格です。不動態鑑定が正確に行われたか否かわかりませんので、これが正しいかどうかは別として、この石神井の運動場、これは石神井公園に隣接しております。これについては東京都と売却交渉中であるという御説明をいただきました。しかし、この売却交渉、これについて私も東京都の方にお尋ねをさせていただきました。六枚目をご覧ください。

これは、民主党の東京都議会議員、伊藤ゆう議員が要求して、東京都建設局公園緑地部計画課から提出いただいたメモでございます。ここに、「石神井公園について」ということで概要が示してあるわけでありすが、現在、この石神井公園、細かいことは申し上げませんが、事業認可面積は二十六・三ヘクタール。そこには、日銀のグラウンドは事業認可面積には含まれていないとなつております。そして、今公園となつていのが二十・一ヘクタールということ、事業対象、残りの部分は六・二ヘクタール、これらが今後事業対象として用地取得等々進められなければならない面積であります。

そして、それに対して、東京都の公園事業における用地費の推移、これは取得等ですね、これを見ますと、平成十八年度予算十六億円、十七年度十八億、十六億。最近の推移を見ましても、大体十六億、十八億といった予算の措置しかできない状況である。

こうした状況の中で、今、石神井のグラウンドに関しては、日銀のお持ちのそのグラウンドの固定資産の評価額、これが五十八億でございます。

五十八億の物件に対して、東京都は、事業認可すら済んでいない中で、すなわち予算の対象にならない中で、今、事業対象面積六・二ヘクタール、この用地を取得するだけでも、例えば、固定資産評価額に換算した場合、今、石神井の運動場、五十八億のその坪単価を勘案した場合、東京都が今事業認可が済んでいるものだけで七十六億の取得費が必要となる。ただ、これは現状を見ますと、三宝寺池という池がありますので、池は対象にならないとしても、実質対象面積三・二ヘクタール、これだけでも三十九億かかるわけですね。

つまり、遅々として進まないのではなくて、現状、東京都の売却交渉というのは、実態として、これは進まないどころか、その視野にすら入らない状況にあるのではないかと。

そして、この中でこの日銀グラウンドについての公園緑地部計画課の方々の見解によれば、「都市計画公園の区域内にあるため、今後の公園整備を考へる一環として、総合的な検討を行つていくが、事業予定などの具体的な検討をする段階には至っていない。オープンスペースとして有効であることもあり、都が公園事業に着手できるまでの間は、現状がつづくことを期待している。」

つまり、このまま残しておいてくださいと。実は、売却の可能性すら、それは可能性がゼロというところは世の中ありませんからね、ただ、これをもつて、こうした現状を踏まえて、私は日銀の担当者の方にお尋ねしますと、三カ月に一度の交渉を行つていく。これは余りにもそのアリバイづくりではないんでしょうかね。

福井総裁、今、鋭意進めておられる。これは確かに細かい。石神井の運動場はどうなつたか、これは金融政策とは大きくかわることではないかもしれません。しかし、金融政策という、国民のその経済活動の根幹をなす政策を決めていただく日銀が、それこそこうした民間の感覚からすればおよそあり得ないようなことを、交渉が進んでい

ると報じられることがあるからこそ、私はこのよ
うな週刊誌の記事になつてしまふのではないか。
しつかりとした説明責任を果たすことが本来の役
割ではないでしょうか。それこそ、民のかまどに
煙は上つてゐるか、ああ、国民の生活はよく
なつたなど見ていただけることが、総裁のお立場
として、金融政策の責任者として本来の役割では
ないんでしょかね。私は、これを見ますと、ど
う見ても、鋭意進んでゐるというふうには見えな
いんですが、総裁、いかがでしょうか。

○水野参考人 今、石神井運動場についてお話を
いただきました。

確かに、石神井運動場につきましては、当初、
私も売却の方針を打ち出したときに、東京都
は前向きの方針を示しましたけれども、その後、
十一年八月、石原都知事就任後、不要不急の不
動産は購入しないという方針を出され、今のような
交渉が続いてゐるということでございます。

その場合に、それではこの石神井運動場につ
いてほかに適当な売却交渉先があるかということ
でございますけれども、これは都市計画法上の規制
で、公園緑地の区域内に存在するものについて
は、建物の高さの制限、あるいは構造についての
制限、あるいは移転もしくは除去することが容易
にできる、そういう要件を満たしている場合に都
知事の許可が得られるということで、なかなかこ
ういう対象のものを東京都以外に売却するとい
うのが難しいところでございます。

さらに、この地域は第一種低層住居専用地域と
いうことで、これの制限もあるということ、
おつしやるように、非常に難しいということでは
ございませうけれども、その交渉時点では、先方も
いずればということをおつしやることで、そこで
交渉が続いてゐるということでございます。

○馬淵委員 状況はわかるんです。都市計画で公
園に塗られたという部分ですが、これはもうそれ
以外の用途がないということは私もよくわかりま
す。

しかし、私が申し上げてゐるのは、資産の見直

しをしますと言つて、現状、全く進んでいないわ
けです。これからは、東京都の予算を勘案し
ても、なかなか進んでいない状況の中で、現実
に、平日、これは開放されてゐるじゃないです
か。それこそ、これを売却の見直しの対象資産に
上げていくと自体に問題がないんでしょかね。
単に見直す見直しと言つて何もやらないことが問
題だということをおつしやることで、あつ
て、いや、これは必要だ、ほかに方法はない、そ
して民間開放もしてゐるんだということであ
れば、日銀としても、むしろ皆さんに使つていた
きたいという方法で示すのも一つかもしれませ
ん。その意味で、この資産が本当に必要なか不
要なのか、これをしっかりと見きわめることが大
事だということを私は申し上げたい。

総裁のお答えをいただけてはいいんですが、あ
わせて次の部分へ移りたいわけですが、この資産
の中で、では、必要かあるいは不要か、要不要の部
分でございますと、この一枚目に氷川分館という
のがございます。この氷川分館は処分の対象にな
つておりません。氷川分館については、どのような
理由でこれを保有されてゐるんでしょかね。これ
は事務方の方で結構です。

○水野参考人 お答えさせていただきます。
氷川分館は、主として、海外中央銀行幹部を
含む内外要人との間で業務上機密を要する会合等
を行うための施設でございます。また、現時点
では、本店が被災した際などにおける災害対応拠点
としての活用も想定しております。

○馬淵委員 氷川分館の年間の維持管理費用と公
租公課を合わせると、年間どれぐらいの負担にな
るんでしょかね。

○水野参考人 十七年度中に支払いました維持管
理費用は四百五十万円、また、公租公課、固定資産
税及び都市計画税は八千万円でございます。合計
で一億二千万円というところでございます。

○馬淵委員 氷川分館、現代の記事では二百五十
億と書いてあります、これは評価の問題ですか

で。これに関しては、固定資産の評価額は七十四
億と出ておりますが、今お話にあつたように、
維持するために一億二千万のお金がかかるとい
うことであります。当然、そこには職員もいらつ
しやるということでありました。

さて、今、内外要人との業務上の機密を要する
会合とおつしやいましたが、業務上の機密を要す
る会合とは、具体的に何を示すのでしょうか。

○水野参考人 海外中央銀行あるいは国内の要人
との間で、具体的な業務及び政策に関して打ち合
わせをするということでございます。

○馬淵委員 では、海外の中央銀行あるいは国内
の要人の方との会議が氷川分館以外で行われて
いることは一切ないということよろしいです
か。

○水野参考人 一切ないわけではございません。
本店、その他の場所で行われることもございま
す。

○馬淵委員 業務上の機密を要する会合がここで
行われる理由というのは、私はどうもわかりにく
いんです。ほかでもやられるという話ですね。
本店や、それ以外の施設もあるんでしょかね。
業務上の機密を要する会合が開かれるための施
設として、どのような要件を備えられていま
すか。

○水野参考人 具体的に申し上げますと、開催内容に
ついて、どういう参加者あるいはどういう内容で
やつたということについて、参加者以外の人には
わからないような形でございませう。そういう意味
で、日程等についても柔軟な対応がとれるとい
うことでございませう。

○馬淵委員 施設の要件をお聞きしております。
施設の要件として、ここですれば守ることがで
きないような、機密を保持できる施設の要件はど
ういうものがあるか。ないならばないとお答えく
ださい。

○水野参考人 正確に御質問を理解しているかど
うかですが、本店でやつた場合ですと、ど
ういう人が入つてゐるのかほかの職員等にも見

えやすいわけですが、ここで行われれば、
どういう人がどういう目的で来たということがほ
かの人から見えずにできる、そういう施設である
ということでございます。

○馬淵委員 お尋ねしますが、では、氷川分館で
は、職員は一切そこには配置されずに、だれにも
見られずに入らるんですか。今のお話ですと、本店
だと見られるけれども氷川分館だと見られない。
では、関係者以外いらつしやらないんですか。お
答えください。

○水野参考人 正確でなかったならばおわびしま
すけれども、ごく限られた管理をするメンバー以
外は氷川分館にはおりません。

○馬淵委員 今のお話ですと、結局普通の施設
じゃないですか。立派な施設ですよ、普通ではあ
りません、豪華な施設じゃないですか。
年間に一億二千万の維持費をもつて、そして固
定資産でいえば七十数億、恐らく時価評価額はこ
れの何倍になるんでしょ。そして、こうした
施設を、業務上機密を要する会議を開くというこ
とで維持する。石神井の運動場は、なかなか進ま
ないのはわかつてゐながら交渉中だと言つてい
る。これはガバナンスなんですか。本当に、
保有資産を処分する、売却するという前向きな姿
勢、積極的な取り組みと言へるんでしょかね。
繰返しお尋ねしますよ。いいですか、ちゃん
と答えてください。

では、ホテル等で、それこそ、だれがどこに
入つたか、関係者とかわかりませんよ、これは、
いろいろところでホテルなども会合に使われま
す、部屋を使うこともできるでしょう、ホテル等
で行われた会議というのはありますか、ありませ
んか。

○水野参考人 私がすべての会議、全部を把握し
てゐるわけではございませんが、この数年を見
て、ないとは言えないと思ひます。

○馬淵委員 あるんです。つまり、どこでも
できるわけですよ。そして、それが業務上機密を
要しないかどうか。

○水野参考人 正確に御質問を理解しているかど
うかですが、本店でやつた場合ですと、ど
ういう人が入つてゐるのかほかの職員等にも見

では、確認しますよ。ホテル等で行われる会議はすべて、報道に付されてもいいようなオープンな内容のものでいいですか。いかがですか。

○水野参考人 そういうようなものだというふう

に思っております。

○馬淵委員 そういうようなものということですから、明確な御答弁とは言えませんが。

しかしながら、今のお話、これをトータルしますと、水川分館は一つ業務上の機密を守るような施設要件があるわけではないんじゃないですか。それこそ、電波の遮断等あるいは、私にはわかりませんが、さまざまなITを駆使した機密漏えいがなされるということではないんじゃないんですか。いかがですか。

これは逆に、お尋ねですよ、私は見たことがないんですからわからないんですが、水川分館が、それこそ中央銀行として誇る、機密を絶対に漏らすことができないような仕組みになっている施設だと、理事、言明できますか。いかがですか。

○水野参考人 今の御質問の、ITを駆使した盗聴あるいは盗撮というようなことまで含めて、完全に機密を保持できるというふうなことを確認されているわけではないですね。

○馬淵委員 総裁には最後にお尋ねをしたいんですが、いずれにせよ、私が申し上げたいのは、日銀が、そのような施設を必要であるならば必要であるとして、もつとわかりやすい説明をすべきですよ。単に自分たちの施設として、利用回数を見ればわかるように年間六十三回、一億二千万の維持費をかけて、そしてこれだけの莫大な資産を持つ必要があるんじゃないですか。

これに対して、先ほど石神井のグラウンドの話もしました。日銀が本当に信頼に足り得る組織となるためには、こうしたことを一つ一つ丁寧に直すことじゃないんでしょうか。福井総裁御自身のことに對してもさまざまなことが国会の中でも投げかけられましたが、やはり、ガバナンスという部分においては、それこそ総裁御自身がしっかりとこうしたことに対する意思をお持ちいただか

なければならぬんじゃないかと私は思うわけがあります。

今のお話、通じてお聞きいただいたと思います。総裁、どうでしょうか。こうした処分のありよう、資産の保有の仕方、これは見直すべきじゃないでしょうか。いかがですか。

○福井参考人 先ほども申し上げましたとおり、日本銀行の保有資産の効率的な管理運用につきましまして、今後とも全力を挙げて取り組んでまいり、このことはかたく約束したいと思っております。

石神井のグラウンドにつきましても、これは売却処分を急ぐ努力を懸命に続けているということでは事実でございます。緑地法の制約とかいろいろございまして、簡単にたたき売るといことができないという事情も、これはおわかりいただけるところではないかと思っております。

水川分館につきましましては、私自身も相当活用いたしております。外国の中央銀行総裁が来られたときには、もちろん私のオフィスでフォーモルな会話は限りなくやっておりますけれども、やはりインフォーマルな会話、そしてよりフランクな会話、そして時には、海外の中央銀行の総裁が、食事をともにしながら、よりインフォーマルな話をしようという場合に、途端に我々は場所がないわけでありまして。ホテルでとおっしゃいますけれども、中央銀行総裁によつては非常に強いセキュリティの体制で来られる方がおられますので、ホテルでは不可能な場合が非常に多いのでござい

ます。

そういったことも含めて、この水川分館は、やはり中央銀行として、特に海外との連携において有効活用できる非常に重要な場所でございます。

○馬淵委員 セキュリティが必要の方がホテルを使わないかという話は、私はそんなことはないだろうと、お聞きして本心に思うわけですが。

総裁、わかりましたよ、総裁も含めて、こうした水川分館は必要だとおっしゃる。ならば、我々

財務金融委員会でぜひこれを見させていただきましようよ。しっかりと見て、ああ、なるほどな、中央銀行としてこれは保有すべき資産だなと我々が納得できれば、こういった、巷間出てくる記事に對して、しっかりと委員会の委員として責任を持つて発言できますから、委員長、ぜひ、これ、水川分館の視察を委員会として取り上げていただくようによろしくお願ひします。

○伊藤委員長 ただいまの要望につきましては、後刻理事会で協議をさせていただきたいと思

います。

○馬淵委員 ありがとうございます。

それでは、資産保有につきましましては以上でございますが、次の質問に移らせていただきます。

さて、私自身は、前の一般質疑の中でも申し上げましたが、財政再建については尾身大臣にお尋ねをいたしました。いわゆる成長戦略でござい

ます。これは、小泉さんの改革なくして成長なしを受けて、そしてさらに成長戦略ということ、成長なくして財政再建なしということについての安倍総理の所信に對して、尾身大臣は何かがお考えですか、これに對しての矛盾ははらんでおりませんか、こう私はお尋ねをしたわけであり

ます。大臣からの御答弁は私の中では十分な理解が得られなかつたわけですが、少なくともこの成長戦略、イノベーション、いわゆる民にゆだねていくんだという中で財政側のできることというのは、当然ながら財政政策、それしかない。金融政策は日銀の専管事項ですから、こうした中で財政側ができることは限られる。歳出のカットか

ず日銀総裁、いかがでしょうか。この成長戦略というものに対してどのようなお考えをお持ちでしょうか。逆に言えば、私が今申し上げたような論点に對してどのような御感想をお持ちでしょうか。

○福井参考人 私は、かねてより、日本経済の潜在成長能力を現在の水準よりもさらに高くしていくということは、日本の将来のために生命線である、ぜひ達成されなければならない課題であるというふう

に思っています。

しかし、その場合に、先ほども申し上げましたとおり、人口が減るといふ厳しい環境のもとでこれを實現していこうと思ひますと、やはりイノベーション、狭い意味の技術革新だけではなくて、知識創造といったよりやわらかい部分まで含めたイノベーションの力を強くしていかなければ、実現が不可能でござい

ます。

そのために、国の政策がそういう方向に焦点を合わせる、そして、民間セクター、特に事業部門がそういう新しいイノベーションにチャレンジしやすい環境というものを十分つくり上げていくということが大事じゃないかと思ひます。イノベーションの担い手は、最終的に経済を担う一人一人の人間でありますので、人間力という言葉を使われる方もいらつしやいますけれども、結局は、教育にさかのぼって一人一人の力をしっかりとつけていくということまで、非常に視野の広い政策体系が必要だといふふうに思ひます。

日本銀行は、残念ながら、潜在成長能力を直接押し上げる、そういう政策ツールは持っておりませんけれども、潜在成長能力が上がるにつれ、それをフルに現実の成長として實現させ、かつ、常に持続可能性ということを十分ねらいながら金融政策をやっていくことは可能であり、我々の責任だ、こういうふうなつながりで物事を考えております。

いと思います。そして、その旨の発言は、福井総裁が十月十三日の経済財政諮問会議の中でもおっしゃっておられました。

十月十三日、第二十二回の経済財政諮問会議、これは安倍内閣になって初めての経済財政諮問会議でございます。お手元の資料の八枚目をご覧いただきたいと思いますが、そこに福井総裁の発言が議事要旨として載っています。

成長なくして未来なし、これは民間議員ペーパーの一文にあるフレーズだと思えますが、これを見、「私も基本的に考え方に賛成である。」総裁がこう述べられております。そして、その上で、「気持ちの上で少し気になるのは、成長なくして未来なし」というフレーズが、一般の国民の皆さんにちよつと耳ざわりがよすぎないか。そして、アンダーラインのところをごらんいただければ、「イノベーション、オープン化、その他ここに掲げられたプログラムを実行していくわけだが、この部分は決して甘い課題ではない。国民の皆さん一人ひとりとつても決して甘い課題ではなくて、最終的な成長の実現までにまず時間がかかる。」そして、「なお短期的にはこれを苦痛と受け止める方が少なくないのではないか。」国内で見ただけでは、イノベーションを身につけた人と、イノベーションをなかなか身につけられない人との間の所得の差は、むしろ、さらに広がる。「そういう差はむしろ縮まるんだという幻想を余り容易に与えない方がいいのではないか。」こうおっしゃっております。

私は、この福井総裁の意見というのは至極もつともだと思えます。先ほどのお話にありましたように、人口減少社会の中で、高齢化の中で、本当に成長力を高めていくのは難しい、その難しい中で幻想を振りまいてしまつてはいけないということに対しての懸念を表明されている。このイノベーション、確かに実現できれば素晴らしいが、これによって、逆に、身につけた人と身につけない人の中の格差が広がる可能性がある。ITのツールを使えない方々がどんどん取り残される、

デジタルデバイドということがかつて言われましたが、それこそイノベーションバイドなるものがここに潜んでいるかもしれない、至極もつともな御発言だと私は思うわけでありませう。

福井総裁、この御発言、これは私はまさに正論ではないかと思うわけでありませうが、この御発言に対して、御自身の発言として、責任を持つてこの思いを今もお待ちしております。いかがでしょうか。

○福井参考人 潜在成長能力を上げていくことは、日本経済の将来にとって生命線である、ぜひ実現していかなければならない、しかし、決して容易な課題ではないということに国民一人一人、我々も含め、十分認識した上で、皆の努力が方向性が合うというふうな持つていかなきゃならぬ、そういう難しい過程が存在するということは、これは私は、何と申しますか、考えようとして変えようがない。しかし、決してギブアップしないで、あるいは実現可能性が難しいから途中で努力を放棄するというのではなくて、やはりやり遂げる方向で国民の意思の統一をぜひ図つていただきたい、こういう希望を込めた発言でございます。

○馬淵委員 考えは変えようがないとおっしゃいましたが、私もまさにこれは同意でございます。そして、こうした経済財政諮問会議での福井総裁の御発言、これに対して福井総裁御自身が明確に経済財政諮問会議でのお立場というものを語られています。

これはお配りした資料ではございませんが、十一月七日でございますが、ロイターの報道には、福井総裁が都内で講演を行ったときの質疑について報道されております。その質疑応答で、福井総裁のお言葉として、「経済財政諮問会議は、政府の政策にアドバイスする会議。金融政策決定会合は、金融政策を一〇〇%自己の責任で決めていく。両者の役割分担は明確に分かれています。諮問会議のメンバーも十分承知している。」ということとをその位置づけとしておっしゃっております。

す。

経済財政諮問会議には福井さんが参加される、そして日本銀行、日銀の政策決定会合の場においては政府の代表が二名参加される、まさにこうした具体的なセッティングにおいても、コミュニケーションが円滑に行われるようにでき上がつていく。御自身の言葉では、「今のフレームワークは政策目標を自然に共有しやすい枠組みになつていくし、具体的な金融政策については、一〇〇%日本銀行の責任ある判断に信頼を置いていただきたい」、こうロイターの報道にありますように、この七日の質疑応答でも言明されておられるわけです。おっしゃるとおりであります。まさに、この政策の目標というものを共有する、コミュニケーションの場である経済財政諮問会議の福井さんの発言、私は、そういったアドバイスの立場でお話しになられたというふうに理解をしております。

ところが、これに對しまして、お手元の資料、これの十枚目をご覧いただきたいと思ひます。これは自民党の中川秀直幹事長の公式サイト、ブログと呼ばれるものでございますが、そこに第一回、これは二十二回のことだと思ひます、安倍政権になって初めてということと第一回と書いたんでしよう。「経済財政諮問会議について」ということで書かれておまして、産経新聞の記事を引いて、そしてそこに「中川の眼」として幹事長がこのように書かれております。「志を同じくする同志の集まり」あるいは「成長のメインエンジンとして引つ張つていくことを期待している。」しかし、ここで「成長のメインエンジンにブレーキが組み込まれていくことはあつてはならない。」このように書かれております。そして、福井総裁が、先ほど私もこの議事要旨でも申し上げたように、「基本的に考え方に賛成である」と福井総裁も述べられていた。それについて、「とりあえず、安心した。」と言われながらも、しかし、こう書かれてあるんですね。中段のアンダーライン、「それに対して「耳ざわりが良すぎる」と公式の場で発言さ

れたことは、単なる経済政策議論を超えた政治的意味合いを含んでいる可能性があるのか。ないのか。」このように述べられています。

そして、十一枚目をご覧いただきますと、アンダーライン、「党務を預かる私と意見が異なるのは構わない。尊重する。しかし、安倍首相との意見の相違があるのか。ないのか。」これ、普通に考えれば、あると思つてから書かれてあるんですね。なければこのような言及はないはずす。

つまり、与党の自民党の幹事長、いや、もつと言へば、成長戦略を推進されてきた前政調会長、極めて政治的に重要なポジションにおられる中川秀直幹事長は、福井総裁の経済財政諮問会議での発言に対して、政治的意図があるんじゃないか、このように言及されているんじゃないでしょうか。あるいは、安倍さんと意見が違つていゝのではないのか、このように言及されているわけですが、この二点、政治的意図があるか、そして、安倍総理と意見は食い違つていゝのか。あるのかないのか、あるんじゃないかとこれは聞いているわけですね。あるんじゃないのかと聞いているわけですから、これは総裁、どうかここではっきりと端的にお答えいただかせんでしようか。

○福井参考人 中央銀行総裁といたしましては、独立性の観点から、政治とは完全に距離を置かなければならない。したがしまして、私の発言に一切政治的なインプリケーションはございません。

それから、経済財政諮問会議の場におきまします当時の議論におきましても、安倍総理は、私の発言も含めてお聞きになつた上で最終的な締めくくりに発言をしておられます。私も十分納得のいく締めくくりに発言したと思つておまして、安倍総理と私との間に基本的な意見の相違はないというふうに認識しております。

○馬淵委員 これは自由闊達な意見、アドバイスをする場であるという福井総裁の認識、その上で述べられた。そして、それに対しては、議長であ

さて、そこで、るるひもといってみました。現在、経済財政諮問会議、成長戦略、成長路線の、それこそ前大臣だった竹中さん、その竹中さんをバックアップしていた大田さんが経済財政担当大臣になられ、さらには伊藤先生も財政諮問会議に入られている。成長戦略、その中には物価安定目標ということも当然ながら視野に入れてくるでしょう。しかし、これは日銀の専管事項であるというところで一步距離を置かねばならないが、しかし、中川幹事長は明確に、理解が進まないんだ、理解されていない、こういうふうにおっしゃっている。だれなのか。

これをひととくと、今回、内閣の中に入られた内閣参事官、高橋洋一氏が論文の中でも述べられております。

高橋洋一氏はその論文の中でも、二〇〇三年の十二月十日の経済財政諮問会議における福井総裁の発言を取り上げて、このようにおっしゃっております。まず、福井総裁の発言なんですが、ポール・クルーグマン教授が、金融政策で重要なのは将来予想なんだということをお話されたときに、福井総裁は、「クルーグマン氏は、人々のインフレ期待というのを政策的にマネージする、コントロールしようという理解に立っているが、そこは極めて幻想だと私は思う」このようにおっしゃっているんですね。覚えておられるかと思ひます。

そして、同月同日の諮問会議の中でも、さらに、いわゆるインフレターゲットイングについても触れられております。このインフレターゲットイングについては、「インフレターゲットイングは、人々のインフレ心理に直接働きかけようという政策である。この政策は、金融市場においては、短期金利を一生懸命日本銀行がゼロに抑えても、長期金利が直ちに上がる、つまり、イールドカーブが立つことになる」このようにおっしゃっているわけです。

このインフレ目標に対しては慎重論を発される福井総裁。そして一方で、この金利に対しては、

自著の中で明確に、このインフレターゲットが採用されていないのは日本とアメリカだけで、アメリカに関しては、バーナンキが議長になった、推進論者になったんだから、残るは日本だけじゃないか、そして、手段は独立するけれども目標は一つだということの原則を理解されていない、理解が進まない。これはだれのことですか。これは、福井総裁のことを言われているのにはかならないんじゃないでしょうか。

総裁、こうした中川秀直幹事長の発言に対して、独立性を維持する、独立性を守るお立場で、この発言に対してどのようにお感じですか。

○福井参考人 余りお答えに長い時間を使うわけにいきませんけれども、二〇〇三年の諮問会議での議論と現在の中川幹事長の御議論とは、少しまた場面も違っているかなというふうに思ひます。

二〇〇三年のときは、デフレからいかに脱却するか。そのときに、クルーグマンさんのように、インフレーションターゲットイングを設ければ、あつという間に人々がインフレ心理に変わり、日本経済はデフレから脱却できる、そういう考え方は明確に幻想だというふうに申し上げました。

それと、今、中川幹事長が言っておられるのは、ここから先、日本経済を運営するに当たって、中央銀行も金融政策の透明性をいろいろな形で工夫をしていった方がいいのではないかと、こういうお話だというふうに私は受けとめておりまして、日本銀行も、金融政策の透明性を高めるということは、何かの枠組みをとればそれで宿題が終わりというふうに考えておりません。今後とも継続的に、よりよい方法はないかということ、政策委員会のメンバー挙げて真剣に検討を続けるということであります。

大事なことは、透明性を高めると同時に、金融政策の生命線である機動的な金融政策の運営を害さない、これを両立する枠組み、しかも、日本経済の今後の姿、実情にマッチするやり方というも

のをいかに見出していくか。

私も、私自身が今のポジションに就任いたしました以降、三年半が過ぎておりますが、過去三年半、インフレーションターゲットになるものの物の考え方の基礎にあるもの、あるいは海外の例というものを十分掘り起こしながら、新しい枠組みを模索してまいりました。そして、量的緩和を終了したこの三月の時点で、これは経過時点でありましても、一つのタイムリミット、ここでどうしても新しい枠組みを出さなきゃいけないタイミグが来ましたので、今の中長期的な物価安定についての理解、インフレーションターゲットイングよりは少しやわらかですけれども、今後、機動的に金融政策の運営を行っていつ、先ほど申し上げましたように、景気回復の芽を摘まない、しかし、息の長い景気回復を実現していくための非常に役に立つ一つの道具ではないかということで採用したわけです。インフレーションターゲットイングという物の考え方の中に含まれている重要な要素の幾つかは、この中に既にピックアップしています。

今後とも、将来にわたって長い展開の中では、インフレーションターゲットイングの物の考え方あるいは海外における経験のいいところ、これはほとんど取り上げながら、日本独自のいいものをつくり上げていきたいと思っております。

アメリカにおいて、バーナンキが、新議長が就任されたから、彼はインフレーションターゲットイング論者だから、テキストブックのようにすぐインフレーションターゲットイングを採用するのとかどうか、これはまだわからないと思います。今、懸命に連銀の中で新しい透明性の枠組みを検討中だと伺っております。これは恐らく、アメリカの実情に合うようにということで、非常に真剣な議論が行われているんじゃないか。

私も三年半、時間を費やしましたけれども、アメリカは一体どれぐらい時間を費やすのか、関心を持って見守っているところであります。

○馬淵委員 福井さんの御自身の持論は、二〇〇三年、それはデフレ脱却の前だというふうにおっしゃいましたが、少なくとも今のお話の中でも、慎重にこれは考えていくんだ、こうした御意見に変わりない。そしてそれに対して、少なくとも中川幹事長は、いや、明確にこのことに対して踏み込まねばならないという御持論を述べられています。そしてそれは、先ほどのブログの中にもありましたように、経済財政諮問会議の発言もたえておっしゃっているわけですよ。日銀が管轄外のことを言うならば、こちら側も言うよと。

この御発言に対して、総裁はどのようにお感じかということをお私に改めてお尋ねさせていただきます。

○福井参考人 中川幹事長という非常に重要なポストにあられる方の発言であり、しかも、インフレーションターゲットイングというのは、日本銀行の将来の金融政策、この枠組みの上で真剣に考えていかなきゃいけない一つのテーマでありますので、非常に重く受けとめております。

しかし、インフレーションターゲットイングについては、他にも多くの論者がいらつしやいます。海外でも経験の蓄積というのはどんどん進んでいます。それらを幅広く検討して、責任ある方向性を見出していくというのが日本銀行政策委員会の責任だ、こういうふうにも思っております。

○馬淵委員 幅広い議論というふうにおっしゃいますが、やはり与党の極めて重要なお立場にいる幹事長のこの発言というのは、これは少なからず政治的な意図を持って、日銀に対する独立性を脅かしかねないかと私は感じるわけでありまして。このことに対して、やはり中川幹事長、これはぜひ当委員会において、この意図というものをぜひ私どもに、この委員会に御開陳をいただきたい、このように思うわけでありまして。

委員長、これはぜひ、この経済財政諮問会議の発言に対処するこうした御発言、極めて重要だと思いますので、中川幹事長に当委員会にお越しただきまして、我々委員に御説明をいただきたいと

いうことを思うわけであります。これはぜひ理事
会で、中川幹事長にお越しいただくことを御協
議いただけませんか。

○伊藤委員長 ただいまの委員の要望につきま
しては、後刻理事会で協議をさせていただきたい
と思います。

○馬淵委員 それで、もう時間も余りありませ
んが、尾身財務大臣にきょうも御同席いただきま
したが、財務大臣は、この経済財政諮問会議の議員
として出席をされておられます。本来であるなら
ば、議長、安倍総理にお越しいただきたいわけ
であります。官房長官等も含めまして、この委員
会にはお越しいただくことができません。したが
いまして、尾身財務大臣にぜひお尋ねをしたいん
です。

その当日、その場におられたお立場として、福
井さんのこのような御発言、先ほど私、繰り返
し申し上げておりますが、これに中川幹事長は、こ
れはエンジンのブレーキになるんじゃないのか、
安倍総理と意見がたがっているんじゃないのか、
こうした極めて厳しい指摘をされているわけであ
ります。こうした福井総裁の御発言、それをそ
の場におられた立場としてどのように受けとめら
れたのか。そして、総裁が明確におっしゃって
います。独立性を一〇〇%担保しながらコミュニ
ケーションの場として参加しているんだ、こう
した福井総裁の御意見を、今後、それこそ抑え
込むような力があつてはならないわけでありま
す。

尾身財務大臣、ぜひ、その席におられた方とし
て、そのときの状況に対する御所見と、そして、
今後の福井総裁の発言に対する御意見なりを述べ
ていただきたいと思います。

○尾身国務大臣 ただいま、一時間にわたりまし
てお二方のやりとりを聞かせていただきました。私
に与えられた、私の意見の表明、三十秒とかい
うことでございまして、このお二人の御議論を聞
きながら、いずれかの機会にしっかりと私の考え
を述べさせていただきますと思います。

○馬淵委員 まだ時間はございますよ。大臣、お
答えいただけませんか。御所見ですか。政
治家として、大臣としてのお立場、その席にお
られたわけですから、御自身のお言葉で、御感想な
り御所見を述べていただけませんか。どうか。

○尾身国務大臣 私どもが考えている、ある意味
での経済政策の根幹にかかわる問題でございま
し、最後に私が、ここで一時間にわたる討論の中
身について、政府の代表として一分か二分で答
えるのは適当でないテーマであると私は考えてお
ります。質問の予告もございましてした。したが
いまして、いずれかの機会にじっくり聞いていた
だければ、政府の考えを申し述べたいと思いま
す。

○馬淵委員 大臣、見解ということで、私、お尋
ねしているわけじゃないです。少なくとも、今、私
がやりとりをした中で、私が今、福井
総裁にお尋ねしているわけです。このような福井
総裁の財政諮問会議での発言に対して、幹事長の
こうしたブログでの御発言、これはいかがなもの
かというところをお尋ねした中で、幅広い議論と福
井総裁はおっしゃっておられました。尾身財務
大臣、今後、経済財政諮問会議の中でこうした
発言に対してどのように感じかと聞いているん
ですよ。これもお答えできないでしょうか、財
務大臣。あなたは責任を果たすべく財政諮問会議
に出られているんじゃないんですか。お答えくだ
さい。

○尾身国務大臣 今後とも、政府としては、日銀
とよく連絡をとって、しっかりとやってまいりた
いと思ひます。

○馬淵委員 通告の問題じゃないと思ひますが。
それすらお答えいただけない大臣であるというこ
とがよくわかりましたので、私、今後、また時間
をいただきまして、これは議論をさせていただき
たいと思ひます。

時間が参りました。以上で終わります。
○伊藤委員長 午後一時から委員会を再開するこ
ととし、この際、休憩いたします。

午後零時四分休憩

午後一時二分開議

○伊藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

質疑を続行いたします。鈴木克昌君。

○鈴木(克)委員 民主党の鈴木でございます。
それでは、私は、まず最初に、四百九十億、そ
して一万九千九百人の被害者を出した平成電電問題
について質問をさせていただきたいというふう
に思ひます。

これは十一月二日に、私、総務委員会でも質問
をさせていただいたわけでありましたが、四百九十
億円、そして一万九千九百人の被害者という、こま
で被害が大きくなった原因をいろいろと調査して
いきますと、所管の総務省だけではなくて、実は
金融庁にもいわゆるその責任の一端があるのでは
ないか、このように考えまして、きょう質問をさ
せていただきたいと思います。

御案内のとおり、平成電電株式会社は、有名俳
優を起用したテレビのコマーシャルを打ってい
ました。そして、日経、朝日、読売といった大手
の三大新聞に広告を出し、出資を募っておったわけ
であります。委員のお手元にそのときの新聞広告
のコピーをお配りさせていただいておりますが、
掲載されました新聞広告では、予定基準配当、年
利八%、または一〇%というものであったわけ
であります。このように、事実と相違する表示で
ありまして、個人投資家にその判断を誤らせた
というところであります。このような広告に対して
当時どのような対応をなさっておったのか、ま
ずそこから伺いをしたいと思います。

○三國谷政府参考人 お答え申し上げます。
御指摘の広告は、電気通信事業者に対してし
て通信設備のリース事業を行います会社が、当該事
業を行うために商法上の匿名組合を組成し、その
出資者を幅広く募集した事案に係るものと承知し
ております。

この匿名組合形式のファンドでございますが、
これは、十六年十二月施行の証券取引法改正によ
りまして、株式、社債、金銭債権等への投資を行
うもの、これを有価証券と位置づけましたこと
で、その意味では同法の規制の対象とされたこと
ろであります。御指摘の事案のような通信設備
のリース事業を行うファンド、これにつきま
しては、証券取引法を初めといたしまして金融法令の規
制対象にはなっておりません。その持ち分を幅
広く販売、勧誘するものにつきましても、広告規
制を含めまして、投資家保護の観点からの規制は
及ばない状況にございました。

当庁といたしましては、御指摘のような事案も
注視しながら、投資家保護の観点から制度面での
どのような対応を行うべきか検討を進め、その
後、所要の措置を講じてきていくところでござ
います。

○鈴木(克)委員 当委員会でも、金融商品取引
法、これは我々審議をさせていただいた記憶が新
しいわけでありまして、この中に、広告規制につ
いて、政令事項となつておると思ひます。今回の
ようなケースについても今後広告規制がなされて
いく、こういうことでよろしいでしょうか。

○三國谷政府参考人 私ども、いろいろな事案を
注視しながら制度の改正をしてきたわけでござ
います。金融商品取引法改正をお願いいたしま
して、一般論といたしましてでございますが、商
法上の匿名組合契約に基づく権利でありまして、
拠出された財産を用いて行う事業から生じます取
益等を拠出者に分配するものにつきましては、金
融商品取引法の規制対象であるいわゆる集団投資
スキーム持ち分、これに該当することとなつて
いるところでございます。

金融商品取引法上、こうした権利を一般投資家
向けに販売、勧誘するものは、今度は業者として
の登録が義務づけられまして、御指摘の広告規制
を初めまして投資家保護のための所要の行為規制
が適用されることとなるわけでございます。これ
につきましては、具体的には、顧客に対します誠

実公正義務、広告規制、書面交付義務等々の行為規制が適用されることとなるわけでございませう。

したがって、今後、金融商品取引法のもとでは、広告規制の内容をいたしまして、著しく事実と相違する表示や著しく人を誤認させるような表示が禁止されることになるわけでございませう。

○鈴木(克)委員 私、今ここに金融商品取引法を持ってまいりました。広告等の規制ということで、第三十七条であります。その二に、「金融商品取引業者等は、その行う金融商品取引業に關して広告その他これに類似するものとして内閣府令で定める行為をするときは、金融商品取引行為を行うことによる利益の見込みその他内閣府令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。」こういうことになるわけであります。今の御答弁はこのことについておっしゃっていると思います。

それでは、具体的にお伺いするんですが、この場合の規制は、広告を出す方、例えば新聞社に規制をかけるのか、広告掲載を希望する方、つまり今回のケースでいくと平成電電株式会社の方に規制をかけるのか、どちらに規制をかけるということではないでしょうか。

○三國谷政府参考人 今回の規制は、一般投資家向けにいわれる持ち分の販売、勧誘等を行います登録業者に対して広告規制等をかけるものでございます。報道機関に対する規制はこの法律の対象ではございません。

○鈴木(克)委員 いずれにいたしまして、この部分、もっと早くにこういった法律で規制をしておけばこれだけの被害は本当に起きなかったというのを感じ、本当に我々もじくじたる思いがいたしておるわけであります。

いずれにいたしまして、今後は、こういった法の運用をきっちりと、本当に責任を持ってやっていただいて、被害者を出さない、そして、仮にそ

うであつても本当に最小限に食い止める手だてというものをひとつ真剣にやっていたいただきたい、このことを強くお願い申し上げる次第であります。

続いてお伺いをしますが、第二十八回金融トラブル連絡調整協議会が二〇〇五年の一月三十一日に金融庁特別会議室で開催をされておりました。議題は、苦情紛争事例のケーススタディーなどとしておられるわけであります。協議会の資料を見ていきますと、東京都消費生活総合センターからの発表で、明らかに平成電電問題を扱ったケースが発表されておるわけであります。

協議会には、金融当局として金融庁からも総務企画局企画課長が出席をされている、このことが確認をされておるわけであります。これは明らかに平成電電問題を扱ったというふうな認識ができるわけですが、将来的な被害の予測がこの場で、この二〇〇五年の一月三十一日の時点でできたというふうな思ふわけでありますけれども、金融庁としてはどのような対応をとられたのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○三國谷政府参考人 御指摘のとおり、昨年一月に開催されました第二十八回金融トラブル連絡調整協議会におきまして、東京都消費生活総合センターから、最近増加している金融トラブル事例をいたしまして、匿名組合への出資に関する事例が紹介されたところでございます。

この東京都消費生活総合センターの資料では、一つには、当該匿名組合への出資持ちは証券取引法の有価証券に該当しない、二点目といたしまして、消費者から見ると経営状況やリスクの程度が開示されていないにもかかわらず、不特定多数の個人投資家を対象に勧誘が行われている、三点目といたしまして、すべての投資商品を網羅的に規定する投資サービス法を早期に制定しなければこうした事例には対応できないといった指摘がなされておるところでございます。

当時、金融審議会金融分科会第一部会では、このような現行の金融法令の対象とならない商品が

出現していることを念頭に置きまして、幅広い金融商品につきまして包括的、横断的な利用者保護の枠組みを整備することを目指して、いわゆる投資サービス法に向けました審議が行われていたところでございます。審議の過程では、御指摘の通信設備ファンドを含めました匿名組合型の集団投資スキームへの規制につきましても取り上げられ、規制の横断化に向けた検討が進められました。

おかげさまでもちまして、先般成立した金融商品取引法は、こうした審議の成果を踏まえまして、いわゆる集団投資スキーム持ち分の包括的な定義を設けるなど、投資性のある金融商品を幅広く対象とする、横断的な投資者保護法制を実現したものでございます。したがって、東京都消費生活総合センターから指摘をいただいた点に、それを参考といたしまして、このようにしたえる形になっているものと考えているところでございます。

○鈴木(克)委員 私が伺いしておるのは、この一月の時点で、もう既にこの問題はわかつておつたわけですよ。それでなぜ放置をしておいたのかということなんです。この時点では、確かに法律はことしの六月に我々審議してできたわけですけども、それまでは何もやる手だてはなかったんですか。

なぜ私がこういうことを申し上げるかという、実は、この一月から、十月三日に実は民事再生手続を出したんですね、九月いっぱいまでこういう形で募集をしておつたんですよ。それで、きょう皆さんのお手元には実は資料は出しておりませんけれども、一月の三十一日にこういう事例があるということで、二月一日に第十三回のファンドの募集をしておるんです。三十六億円ですよ。十四回の募集、三月にやっておるんですが、三十二億円ですよ。四月に十五回の募集で、四月一日が三十九億円、そして二十九億、三十三億、五十億、三十三億、三十七億、二十六億と、まさに十月三日に再生手続を出す本当に直前までこう

して集めておつたわけですよ。だから、この時点で何らかの手が打たれておれば、三百十七億円というお金がこのファンドに流れずに済んだわけですよ。私はそのところを言っておるんです。

確かに問題だ、だから法を直したじゃないか、そうおっしゃるかもしれないけれども、ではその間何も手を打っていないかったのかということですよ。その辺はどうなんですか。

○三國谷政府参考人 私ども、法令に基づきまして、各種の事案に対して適切に対処してきているところでございます。その時点におきましては、商法上の匿名組合に対しましては規制が及ばない部分があつたことは事実でございます。そういったことも含めまして、幅広い横断投資スキームということで、制度面での検討を一生懸命急ぎまして、前回の通常国会にこの法案を提出申し上げ、成立させていただいたところでございます。

私どももいたしましては、こういった形で精いっぱい対策を講じてきているところでございます。

○鈴木(克)委員 それでは、実は金融庁には、金融サービス利用者相談室というのが去年七月に設置をされましたよね。ここで平成電電匿名組合の出資に関連すると思われる相談が相当あつたはずなんです。現在までにそういった相談があつたのか、またその件数はどれぐらいで、どのような対応をなされたのか、そのことを御答弁ください。

○中江政府参考人 お答えいたします。個別事案にかかわるお尋ねではございますが、御指摘の組合は既に破綻をしておりますので、関係者の権利その他正当な利益を害するおそれ等もなくなつていいると思われまふことから、あえてお答えをいたしますと、同組合に関連する相談が金融サービス利用者相談室に寄せられていることは事実でございます。

こうした相談への対応をいたしましては、当局は個別取引に係る紛争案件につきましてあつせん、調停、仲裁等を行うことはできないことから、要望に応じまして消費者センターや弁護士会

等を紹介することとしております。

なお、相談件数についてのお尋ねでございますが、同一の相談者から繰り返し同一内容の相談が寄せられることもございますことから、相談件数を正確に申し上げることは困難であることを御理解いただければと思います。相談件数は複数ございました。

以上でございます。

○鈴木(克)委員　ここで我々は本当によく考えなきゃいけないのは、金融庁に金融サービス利用者相談室というのが去年の七月に設置されました。そして、数多くの相談が持ち込まれました。しかし、今お話があったように、あつせん、調停、仲裁はできない、したがって、いわゆる他の機関を紹介するということなんだ、こういうお話であります。しかし、本当にそれでいいんですかね。国民は、多くの方々は、何のためにこの相談室に電話をし、相談に来られるのか。この原点を考えたときに、あつせん、調停、仲裁はできない、だからほかのところを紹介する、本当にそれだけでいいのか。

では、具体的に、関係部局との連携とか、業界型ADR、紛争処理機関との連携というのはどうなっておるんですか。その辺のところをお聞かせください。

○中江政府参考人　お答えをいたします。

まず、金融サービス利用者相談室より各紛争処理機関を紹介するに当たりましては、単に連絡先を紹介するだけではなく、利用者が当該紛争処理機関で円滑に相談を行えるよう、当該紛争処理機関の機能や相談に当たつての留意点等もあわせて情報提供することとしております。

また、寄せられた相談につきましては、体系的に記録、保管を行うとともに、速やかに関係部局に回付をいたしまして、企画立案、検査監督に活用することとしております。

また、先生御指摘の、いわゆる業界型ADRを有する各業界団体等との連携のあり方につきましては、現在、当庁と各業界の相談機関の実務担当

者との間で意見交換を行っているところでございまして、金融トラブル連絡調整協議会における議論も踏まえまして、引き続き今後の連携の強化のあり方について検討してまいりたいと考えております。

○鈴木(克)委員　くどいようでありますけれども、ただ他の、特に外部の紛争処理機関を紹介しますというだけでは、私は本当に国民の要望を満たしておると思えないんです。だから、そのところを、やはり何か手だてを打つていただいて、例えば、それじゃ金融庁と総務省の連絡だつて本当に緊密にやられておったのかどうか、これはまだ私は調べてはおりませんけれども、その辺でも、決して私はスムーズな連絡ができておったというふうには思えないんですよ、今回のケース。

これは一つの事例でありますけれども、まさに、いわゆる縦割り行政の弊害、所管の違いの弊害、そして法の壁と言えどもそれまでもしれませんが、いづれにしても、くどくなりますけれども、二〇〇五年の一月三十一日に、もう既にこのことは公式の場で、問題だという指摘があつた。にもかかわらず、結局何も手を打たなかった。その間に、くどくなりますが、三百七十七億というお金がまたこのファンドに集められたということ。法律がなかったから仕方がないとか、権限が及ばなかったからというだけのことで、やはり済まない。

だから、冒頭申し上げたように、今回のこの問題については、総務省だけではない、金融庁にも重大な責任があるんだ、私はこういう視点でお尋ねをしてみたいとおるわけでありまして。どうぞひとつ、きょう大臣、副大臣、お見えでありますけれども、本当にこういうケースを一つ一つ、やはり国民の思いを大事にしたいだいて、人ごとではない、一万九千人の方々の中には、自殺、離婚、家庭内争議、本当に悲惨な状況ですよ。老後の蓄えをすべてこれで失ったという方も大勢みえるわけですよ。本当にそういう方々の思いをいたし

た行政というものを私はやっていただきたい。

このことについてはこれとどめておきますけれども、ぜひひとつそのことを強くお願い申し上げて、次の質問に入らせていただきます。

次に、消費者金融問題についてお伺いをいたします。

自己破産件数は、二〇〇二年、二十一万四千六百八十三件、二〇〇三年、二十四万二千三百五十七件、そして二〇〇四年には若干減少してはおるものの、依然としてこの自己破産件数というのは増大をしております。しかも、長期かつ複数の業者から借入れをしておる多重債務者の数というのは百五十万から二百万人とも言われておるわけでありまして。

警察庁の調べによると、経済・生活苦による自殺者数は、二〇〇三年度は八千八百九十七人、二〇〇四年度は七千九百四十七人と、まさに高い水準にあります。京都弁護士会等が実施した路上生活者に対する聞き取り調査によると、実にその八割から九割が、多重債務が原因で、自宅に戻れず路上等で生活するようになったこととあります。そして、長期の借金生活が債務者や家族の心を疲弊させ、離婚や児童虐待を引き起こしたり、財産犯を中心とした、いわゆる犯罪の動機にもなつておる。

このように、多重債務問題というのは、多重債務者本人にとどまらず、その家族や親族をも巻き込む大変な事態になつておる、まさに深刻な社会問題であるというふうに思ふわけであります。

そこで、この消費者金融問題と、後でまた損保の不払い問題についてもお伺いをしたいというふうなふうに思ふんですが、まず、その消費者金融の背景となつておる資金源から私は何つてまいりたいというふうなふうに思ひます。

銀行及び生保各社は、消費者金融に対して多額の貸し出しを行っている。これは、我が党が要求した資料によつて、もう既に明らかになつております。主要五行が消費者金融業者大手六社に対して貸し出しをしている額は二千二百三十九億円、

信託銀行四行からは五千七百七十九億円、地方銀行からは三百八十九億円、生保大手七社からは三千三百三十四億円、合計一兆一千七百四十一億円と、一兆円を大きく上回つておるわけです。これだけの額の貸し出しをしておれば、年間の貸出利息というのは数百億に上るのであるというふうに思ひます。

銀行及び生保各社が高い金利の貸し出しを求めてこういったところへお金を出すというのは、ある意味では当然ではないのかなというふうに思ひます。貸付金を一兆円以上もつぎ込んで、その上、すべての大手業者に役員も送り込んでおる。これでは、消費者金融は銀行及び生保の手先と言われても仕方がない。これはやはり、おいしい貸付先であり、下請になつておると言えると思ひます。

資料を見る限りでは、役員への天下りは銀行系及び生保系のみで、官庁出身者はいないということになつておるんですが、そこで尋ねるわけですから、本当に官庁出身者の天下りはないのか。官僚が一たん銀行等に天下つて、そこから消費者金融業者に再び天下つておるという例はないのか。先ほどの資料の中では、銀行からの天下りが二十六名であつたというふうに出てるわけですから、本当にこれは各銀行からの生え抜きであつたのか、その辺をお聞かせいただきたいと思ひます。

○中江政府参考人　先生御指摘の資料に掲載されております二十六名の方につきましては、各社の有価証券報告書の役員の状況を確認した限りにおきましては、官庁出身者は見当たらないところでございます。

○鈴木(克)委員　私は、これで法案が審議されるわけでありまして、それまでに、ぜひひとつ正確にお調べをいただきたいし、その部分の資料をぜひ、要求を今させていただいておりますので、また委員長の方でよろしくお取り扱いいただきたいというふうに思ひます。

続いて、過去に官僚の消費者金融への天下り、

そして迂回の天下りがなかったのかどうか、このことを伺いたいんですが、現時点ではないということですが、過去についてはいかがですか。その辺のところはお調べになつていますか。

○中江政府参考人 国家公務員の退職後における再就職の状況につきましては、公務を離れた個人に関する情報でございまして、一般に当局として把握すべき立場にはございませんが、金融庁に在職していた職員で、保存期間内の文書で確認できる期間におきまして、これは平成十五年度以降でございまして、金融庁より国家公務員法に基づく人事院の承認手続を経て貸金業者に再就職した者はございません。

また、各省庁とともに金融庁で公表しておりまして資料、再就職状況の公表に掲載されている者の中にも、貸金業者に再就職した者はございません。

なお、他省庁の出身者の貸金業者への再就職状況につきましては、当局として把握する立場にはございませんので、御理解をいただければと思います。

○鈴木(克)委員 いずれにしましても、いわゆる天下り問題、そして特にこういった業界への癒着等々、今、国民の目は本当に厳しいわけですから、それは今後、将来においてもそういうことのないようなスキームというものをやはりきちっとつくっていただきたい。このことを強く要望しておきたいと思ひます。

続いて、保険の未払いに入りたいと思ひます。保険が売っているのは、言うまでもありません、安心であります。保険料と引きかえに保障が約束をされるということだと思ひます。ところが、当の保険会社が、保険料をもらつたらあとは知らないと言わんばかりに、契約者の面倒を見るのをサボつたり、いわゆるこじつけのような理由で保険金を払い渋つたらどうなるか。これは契約者をまさに裏切る行為だというふうに思ふわけですね。損保業界で続出している不払いは、まさに

これを絵にかいたような醜態だと私は思ふんですね。

過去に自動車保険でいわゆる大きな未払いが出ました。しかし、今回は、病気のときに入院代や治療費を賄う医療保険についても未払いが大量に出ておるといふことでありまして、このことについてお伺いをしていきたいというふうに思ひます。

時間の関係もありますので、最近、損保各社の第三分野の不払い状況、医療保険等の不払い状況については、四千三百六十五件、十二億二千二百万円という報道がなされておるわけでありまして、そこで、問題は、一体なぜそのような保険金の不払いという事態が生じたのか。意図的だったというふうには思いたくないのだけれども、まさに先ほど申し上げたように、保険を売り物にして、売り出した保険の保険金を支払わないということ、普通の、物を売る商売に当てはめてみると、代金は払つてもらつたけれども、一部商品をちょろまかして、本来引き渡す量よりも少なく渡したというふうなものだと私は思ふんですね。

商売というのは、これは経済もそうですから、信用で成り立つておるわけですから、会社が、顧客の知らないことをいいことにして、商売をごまかすということまでは言わないけれども、せんけれども、いわゆる顧客の面倒を見るのをサボつたり、言いがかりのようなことを言つて商品の引き渡しを渋つたりしたら、これは社会に与える影響というのは非常に大きなものがあるというふうに思ふんですね。本当に、そういう意味で、今、我が国の経済、特に社会倫理というのとはどうなつておるのかということになつてくるというふうに私は思ひます。

そこで、損保各社のその後の取り組み、そして行政としての対応を説明していただきたいと思ひます。

○佐藤政府参考人 御指摘いただきました第三分野に係る損害保険会社のいわゆる不払いの問題につきましては、去る七月に金融庁の方で、すべて

の損害保険会社に対して報告徴求をかけました。第三分野商品に関する保険金の支払い管理体制に係る点検及び不払い事案に係る検証を求めたわけでございます。これに關しまして、既に一部の会社では不適切な不払い事案があつた旨を公表している。先ほど御指摘いただきました四千三百六十五件というのは、そのうち大手六社の合計の数字であらうかと思ひます。

いずれにいたしましても、保険金の支払いというのは保険会社の基本的かつ最も重要な責務であり、契約をきちんと履行するという基本でございまして、こういったことが起きたことは極めて遺憾であると思ひます。

各損害保険会社におきましては、まずは被保険者、契約者への未払いの部分の早急な支払いを行うということが重要でございまして、また、保険金支払い管理体制の見直し、整備ということに取り組みすることも極めて重要であらうかと思ひます。各社、既にそのような取り組みを行いつつあるというふうな承知をいたしております。

金融庁といたしましては、現在、先ほど申し上げました報告徴求の結果が十月末に出てまいりましたので、この報告内容を精査、確認を行つているところでございまして。検証いたしました結果、不払いの実態に於いて、あるいは経営管理体制、支払い管理体制の実態に於いて、これらの点を総合的に勘案いたしまして、必要に応じて、適切な対応をまいりたいというふうに思つております。

○鈴木(克)委員 適切な対応をまいりたいというところが問題でして、一年前にも同じように自動車の保険であつたわけですね。それでまた、結局同じようなことを繰り返しておるわけですね。これはやはり何か背景があるような気がしてならないわけです。

結局、この不払いの背景は規制緩和とそれからいわゆる競争万能主義ということで、その辺のところはどうもおかしくなつてきているんじゃないかなというふうに思ひます。とりわけ損保業界と

いうのは、今まで黙つておつても契約がふえた、例えば自動車保険なんか、車がふえればどんどんふえていったわけですよ。したがって、私は、まさにその上に長い間あぐらをかいてきたというような気がするんですね。

と同時に、いわゆる旧大蔵といひますか、財務省の護送船団方式みたいなものにもやはり助けられてきた。結局、役所の規制で、例えば保険料は業界横並びで来るわけですよ。それから、事故が起きたら厳しく調べて、さつき言つたように、いわゆる顧客軽視というような形で不払いを続ける。

本当にこのいわゆるスキームが、経営者は本当に反省をしておるんだろうかというふうに思ひます。やはり本当の意味での、経営者がもつときちつと反省をした上で、新しい保険のあり方というものをきちつとやつていかない限り、私はだめだというふうに思ふんですね。

どういう形でこの不払いを行政側としては防いでいくか、なくしていくか、その辺の心がけというか、思いをもう一度聞かせていただきたいというふうに思ひます。

○山本國務大臣 利用者保護の観点に立つた鈴木先生の御指摘は、大変重要な点であらうというふうに思つております。

保険金の支払いは、保険会社の基本的かつ最も重要な責務でございまして、損害保険会社におきましては、適切な保険金支払い管理体制を構築することが重要であると考えております。

金融庁といたしましても、現在、各社の保険金不払い等に関する報告内容の精査、確認を行つているところでありますけれども、仮に、検証の結果として、経営管理体制、支払い管理体制に問題が認められる場合には、当該事実の内容等を総合的に勘案の上に適切な処分をまいりたいというふうに思つております。これら一連の対応に關しまして、各保険会社に対し、徹底した原因究明、またこれに基づく実効性ある体制の整備、こういったことをまずはとらせていくことが重要だ

と考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○鈴木(克)委員 いずれにしても、本当に行政としてきちつと対処をしていただいて、国民がたまされることのないように、ばかを見ることのないように、やはり公平公正な社会にしていっていただきたい、このことを強く要望しておきたいと思ひます。

続いて、今後、法律として、貸金業の規制等に関する法律の一部改正ということで審議がされていくわけですが、その審議に先立つて、金融庁に対しては資料要求をさせていただきまして、そこで、出された資料をもとに少しお話をさせていただきます。

大手の消費者金融業者はまさに銀行以上にものなる仕組みになっているということを改めて思い知ったわけでありまして、十三年度以降の貸付金に対する経常利益率を調べてみました。銀行と比較してみると、明らかに大手の貸金業者の経常利益率は銀行を大幅に上回っており、銀行にとつても、消費者金融業者は確実に貸付利息が入ってくる極めて有利な貸付先となっているということがわかるわけでありまして。

貸金業、これは五千億円以上をベースにいたしましたものと、銀行、全国ベースのですね、貸付金に占める経常利益率を比較してみますと、貸金業が最近五年間でおおむね七%から一〇%でいわゆる経常利益が推移しておりますので、銀行は十三年度及び十四年度はマイナス、それ以降は一%前後で推移しております。まさに銀行と貸金業者との収益力は大きな乖離があるというのはこの表で出てきたわけでありまして。

さらに、消費者金融業者の営業利益率と銀行の業務純益とを比較してみますと、消費者金融業者の営業利益が七パーから一〇パー程度であるのに対して、銀行は一、二パー程度と、明らかに収益力に大きな差があるわけですね。消費者金融業者がこれだけ高い営業利益を出している要因、これはどこにあるというふうに見てみえるのか、御答

弁いただきたいと思ひます。

○佐藤政府参考人 御指摘いただきましたとおり、大手の消費者金融業者におきましては、これまで過去数年見てみますと、七%ないし一〇%前後の営業利益を上げてきているというところでございます。

この高い利益率あるいは利ざやの要因でございますけれども、大手消費者金融業者において、特に中小の貸出業者と比べますと営業費用の率が低いということもあろうかと思ひます。機械化による人件費の合理化であるとか、あるいは規模の経済といったことが働いているのかもしれない。

ただ、いずれにいたしましても、この収益状況につきましては、市場における需要と供給の関係、あるいはそれ以外にも種々の要因が働いているということでございますので、私も立ち入った断定的なコメントを申し上げるのは差し控えたいというふうに思ひます。

ただ、御指摘いただきました、この利益率七ないし一〇%の分析をしてみますと、一方で、大手消費者金融業者の営業収益率、これは貸出残高に対する金利収入の割合でございますが、これが平均で二四%程度になっている。他方で、営業費用の方でございまして、こちらの方は一七%程度であるということで、この差の部分が利益となつてあらわれているということであらうかと思ひます。

○鈴木(克)委員 いずれにしても、銀行の貸付金利というのは大体二%前後、そして、一方は、消費者向けのいわゆる無担保貸金業者を対象とした貸付金利というのは二〇%台ということで、これは、いわゆる銀行の利益と貸金業者の利益と、収益率に差があるのは当然なんですね。

今回、グレイゾーン金利の見直しの話が出てきたときに、金融庁としては各界からいろいろとヒアリングをしたというふうな思ひますね。その中で、銀行からはどういふような話を聞いたのか、私は、これはぜひ聞かせてもらいたいですよ。最初、何かとんでもない話で金融庁から出たしたよね、最初の原案というものの、たたき台は。私は、このときに銀行が、このグレイゾーン金利の存廃についてもどういふふうなことを言っておったのか、そして、いわゆる業界として金融庁にどういふ回答をしたのか、このところをぜひひとつ聞かせていただきたい、これが一つ。

もう一つ、先ほど機械化というふうなおっしゃったわけですが、これは無人契約機のごことをおっしゃっておるんですね、あの機械化という部分は、ちよつとそこだけ補足をさせていただきたい。この二点をお願いします。

○佐藤政府参考人 先ほど機械化と申しましたのは、一つには、御指摘のとおり無人契約機がございまして、それからもう一つは、ATMのネットワークといったこともあろうかと思ひます。

○三國谷政府参考人 銀行界の御意見ということでございまして、いわゆるグレイゾーン金利を含めました貸金業制度等のあり方につきましては、平成十七年三月以降、貸金業制度等に関する懇談会におきまして、銀行界からもオブザーバーとして全国銀行協会の方に出席をいただいております。精力的な議論をこの懇談会で行つてきておりますが、その中で、金利そのものにつきまして、銀行界から特段の意見は表明されなかったと承知しております。

○鈴木(克)委員 ちよつと意外な御答弁だなというふうな思ひますが、銀行界から全然そういう要望がなかったというお話ですけれども、私は、また調べてみますけれども、そんなことはないんじゃないかなというふうな気がしてなりません。

それで、実は、またこのデータ、皆さんのお手元にないで何のデータかということになるかもしれないませんが、事前に私が金融庁からいただいたデータ等を見ておると、貸し倒れ率がここへ来て急激に上がつていくわけですね。先ほど申し上げました、大幅に利益を上げる一方で、近年

特に、平成十四年度以降は貸し倒れの率が非常に高まつておるといふ数字の上からは見られるわけですね。

提出をしてもらつた資料を見ると、大手五社の貸し倒れ償却率というのは、平成九年度から十二年度までは二%台であつたわけですが、十三年度に四パー、十四年度が五パー、十五年度が七パー、十六年、十七年度は再び六パー台に、若干落ちたんですけれども、なお非常に高い貸し倒れ率といえますか償却率があるわけですが、十四年度以降、なぜこの貸し倒れ率が高まつたのか。その原因は、金融庁としてはどのようにとらえてみえるのか、御答弁をいただきたいと思ひます。

○佐藤政府参考人 御指摘いただきましたように、平成九年度以降、この貸し倒れ償却率がトレンドとして上昇してきたということでございます。

この要因につきましては、さまざまな要素が作用しているということで、一つのことには特定して申し上げるのは困難でございますけれども、一つの参考として、自然人の自己破産申し立て件数といたのを見てみますと、平成十年度に約十万件であつたものがそれ以降急増いたしまして、平成十五年年度にはピークの約二十四万件というふうになつております。その後、十六年度に二十一万件、十七年度に十八万件と、若干の減少を見せておりますけれども、依然として高い水準にとどまつておるというところでございます。

こういった自己破産件数が高水準になつて背景でございまして、一つには、この期間における経済情勢あるいは雇用情勢といったものがあるかと思ひます。また、過剰な貸し付け、あるいは過剰な借り入れを起因とする多重債務者問題が深刻化したといったことも考えられようかと思ひます。

この貸し倒れ償却率の高さにつきましても、こういった要因と同様のことが背景としてはあり得るのではないかとこの思ひます。

○鈴木(克)委員 最後になろうかと思いますが、貸し倒れ率が高まってきた要因の背景というのは、私はやはり格差拡大だというふうに思うんですね。

平成十四年は、小泉内閣になって全体として景気が回復していたと言われる時期なんです。しかし、その一方で、派遣労働、そして請負労働、偽装派遣というような、特に労働市場の規制緩和、大きな流れがあったわけですね。その中で、その陰でいいですか、ワーキングプア、働けど働けど我が暮らし楽にならず、じつと手を見るではありませんけれども、本当にそういういわゆる貧困層という方々が出現してきたということ、そういう方々が消費者金融からお金を借りる、そして返せないということになって、貸し倒れの増加になっておるといことだというふうに思うんですね。

やはり私は、そういうような、二〇〇三年四月の労働基準法の改正、職業安定法の改正、労働者派遣法の改正、そういう一連の改正の中に、こういうようないわゆる格差拡大、その結果が、さつきから言っておるような貸し倒れ率の上昇ということになるというふうに私は思っています。その点、ぜひもう一度御見解を聞かせていただきたいと思っています。

○佐藤政府参考人 貸し倒れの増加の背景にはマクロ経済情勢、雇用情勢等さまざまな要因があるかと思いますが、その原因を特定するということは困難でございますけれども、デタラシに見ますと、大手の消費者金融業者の新規顧客に占める年収三百万円未満の方の割合というのは四割以上というシェアになっておりまして、またここ数年、大手各社の顧客一人当たりの平均貸付残高というのにも上昇しているということが見てとれます。

こういった要因をあわせ考えますと、やはり顧客の返済能力を超えた借り入れや貸し付けが貸し倒れ率の上昇につながっている可能性はあるというふうに存じます。したがって、貸金業者が顧客

の返済能力を慎重に審査して、過剰貸し付けを防止するということが極めて重要であろうかというふうに存じております。

○鈴木(克)委員 貸金業については、また法案が出された段階で詳しく御質問する機会もあろうかと思ひます。

最後に、冒頭申し上げました平成電電のこの問題ですけれども、これは実は平成電電だけではないんです。名前は言いませんけれども、本当に同じようなスキームで、もう間もなくというか間近に倒産をするという、新たなまた本当に多くの被害者が出るような案件もあるわけですね。

そういうことを考えていったときに、やはり行政が本当に国民の皆さんの思いを先取りをしてやっていくというようなことが必要なんだというふうに私はつくづく思います。ぜひひとつ、二度と出さない、そして起こさせない、こういうような決意でやっていたきたい。このことを最後にお願い申し上げます、私の質問を終わります。

○伊藤委員長 次、川内博史君。

○川内委員 民主党の川内博史でございます。尾身大臣、よろしくお願ひ申し上げます。

また、きょうは大変お忙しい中を日銀の福井総裁にもお運びをいただきましたことに心から感謝を申し上げます。また、きょうは大変お忙しい中を日銀の福井総裁にもお運びをいただきましたことに心から感謝を申し上げます。また、きょうは大変お忙しい中を日銀の福井総裁にもお運びをいただきましたことに心から感謝を申し上げます。

まず冒頭で、先日、水曜日の議論が時間切れになりましたので、続きをやらせていただきたいと思ひます。続きをというか、最初からちよつとやってみようというふうに思ひますが、十月六日の衆議院予算委員会の安倍総理と柳澤厚生労働大臣の御答弁が間違っている、政府の見解として不適切な表現をされているという問題についてでございます。

これはどういふことかという、我が党の菅直人代表代行が、年金生活者の皆さんの住民税、国

民健康保険料、介護保険料の負担が大幅にふえて、年金生活者の皆さんが非常に困っておられる、また非常にお怒りになっているという問題を提起させていただきました。それに対して安倍総理は、「平均的な年金以下だけで生活をしている方々に対しては新たな負担増はないというふうに認識をしております」と答弁をされました。

この総理の答弁に柳澤厚生労働大臣から補足説明がございまして、「介護保険料あるいは国保といったものは市町村が大体保険の主体でございまして、自分のところの地方税にスライドしてこれが定められているということがございます。したがって、ちょうどこの地方税の課税最低限、課税の境界線でございますが、要するに課税するか否かの境界線でございますが、それがおおむね二百六十六万までは今までは非課税だったものが、これが二百六十一万に下がるといふ事態が生じました。今総理がおっしゃった、通常のモデル年金をもらっている、あるいは年金だけで世帯が成り立っているというところは大体二百六十一万でございますから、この中に入ると、地方税の変動による影響は受けられない階層に属しておられるということと総理はおっしゃった、こういうこととであります」と。基本的には、今総理がおっしゃったように、二百六十一万以内の年金所得者であれば、これは何らの影響を受けない」と柳澤大臣は答弁をされました。

私は、この安倍総理と柳澤大臣の認識は間違いないというところを先日の委員会の終わりの方で申し上げさせていただいたわけでございます。そこで、まず総務省にお伺いをいたします。住民税の均等割の非課税限度額は地域によって差があるというところでございまして、その地域によってどういふ差があるのかということについて御説明をいただきたいと存じます。

○岡崎政府参考人 お答え申し上げます。

個人住民税におけます非課税限度額であります。地域によつての差というのは、所得割についてはございませんが、均等割の非課税限度額につ

いて三つに分かれております。

これは、生活保護制度において、地域における生活様式あるいは物価の差による生活水準の差等を勘案しまして、大都市等の一級地から町村等の三級地までの三段階に区分がされているというところでございまして、これを勘案して、個人住民税の均等割非課税限度額についても、一級地から三級地まで三段階に区分されております。

○川内委員 その三段階に分かれている均等割の住民税の非課税限度額について、それぞれお答えください。

○岡崎政府参考人 お答え申し上げます。

平成十八年度の住民税均等割非課税限度額であります。一級地につきましては二百一十一万円、二級地につきましては二百一十九万円、三級地については百九十二・八万円。いずれも、例えば六十五歳以上の夫婦の場合の非課税限度額ということでございます。

○川内委員 この非課税限度額に応じて介護保険料あるいは国民健康保険料も決まってくるという理解でよろしいでしょうか。

○御園政府参考人 お答え申し上げます。

介護保険料につきましては、地方税の非課税限度額と連携した形で介護保険料の設定をさせていただいておりますが、国民健康保険料は、国民健康保険の世界の中で独自の基準で低所得者対策という制度をまた設けて運用しているところがございます。

○川内委員 それでは、総務省と厚労省にお尋ねをいたします。

制度改正によつて非課税限度額が変更をされた。特にモデル年金世帯と厚労省が言っている百九十九万八千円の所得以下の世帯でいえば、生活保護三級地、百九十二万八千円の世帯でございまして、これがどのように負担がふえたのかということについて、総務省と厚労省からそれぞれ御説明をいただきたいと思ひます。

○岡崎政府参考人 お答えいたします。

御指摘の三級地におけます、例えば六十五歳以

上の夫婦の場合には、先ほど申し上げましたように、非課税限度額は百九十二・八万円に十八年度に下がったところでございます。

一方で、お話をしましたように、厚生労働省が告示になっておりますモデル年金の受給世帯、これは年金受給額二百七十九・一万円ですが、うち夫が百九十九・九万円とされております。

したがって、平成十八年度から、三級地におけるモデル年金受給世帯の方には、個人住民税のうち、最小限の、地域社会の会費ともいえるべき均等割につきましては課されるようになることは事実でございます。ちなみに、十八年度は、年額千三百円というふうになっております。

ただ、これらの世帯の方につきましては、課税所得金額に税率を乗じて算出したします所得割については、引き続き非課税になっております。

また、一級地、二級地におけるモデル年金受給世帯の方については、引き続き均等割も所得割も非課税ということで、変化はございません。

○川内委員 ちよつと、千三百円だけじゃないでしょう。平成二十年は四千円になると言わなきや。そういうごまかしを言っちゃだめですよ、ちゃんとやらないと。

○岡崎政府参考人 失礼いたしました。平成十八年度は千三百円ですが、十九年度二千六百円、平年度になりますと、年額四千円ということでございます。

○御園政府参考人 まず、介護保険の方の御説明をさせていただきたいと思いますが、生活保護級地三級のところで新たな負担増というものが発生する状況になっておりまして、二級地、一級地については負担は発生いたしません。

三級地に属するモデル年金世帯の介護保険料の合計額を、これは全国それぞれ地域によって違いますので、全国の加重平均の介護保険料を用いて機械的に試算をした結果でございますが、お許しただきたいと思えますけれども、これが、税制改正の影響を受けない一級地、二級地であれば五千百円なわけでございますけれども、税制改正の

影響によりまして、十九年度は七千八百円に、二十年度は九千二百円にというふうになってまいります。失礼しました、平成十八年度は六千四百円、六千四百円、七千八百円、九千二百円と、平年度化すると九千二百円という徴収でございます。(川内委員、月額です、月額でちゃんとやらないと)と云う。

国民健康保険料につきましては、どちらかの年金額が百五十三万円を超える場合には税制改正の影響を受けるという仕掛けになっておりますので、この場合、モデル年金世帯の国民健康保険料ですが、一月当たり、影響を受ける場合には、十九年度は八千円、二十年度は八千四百円となりますので、どれぐらい増加するかということになりますと、十三年度と比較しますと、三千六百円、あるいは十九年度で三千六百円、平成二十年度は四千円というふうな上昇をする額になるということでございます。

○川内委員 今、厚労省から説明があったのは月額ですね。

だから、住民税の均等割については年額四千円の負担増が生じた。さらには、介護保険料、国民健康保険料については、それぞれ月額にについてはつきりおっしゃらなかったもので、私がちよつと今計算をいたしますが、平成二十年度においては、国民健康保険料は月額四千円の増加、介護保険料については月額四千八百円の増加ということ、年間トータルすると、いいですか、大臣、これは大事なところですから。三級地にお住まいのモデル年金世帯の方々は、年間という、十万円を超える負担増が新たに生じているんです。

生活保護一級地、二級地、三級地というのがどういうぐあいという、一級地というのは大都市です。私、全部資料をいただきましたが、一級地に所属している都市は一枚ですね。二級地が二枚。三級地が、先ほど御説明では町村とおっしゃったが、市も含まれます。市町村です、正確に言うと。一、二、三、四枚、五枚、六枚、七枚、八枚、九枚、十枚ですね。大部分の市町村は

生活保護三級地に属する市町村である。そういう中で、この三級地にお住まいの方のみが年間十万円を超える負担増が新たに生じたという事態であります。

私は、政府の認識として、総理大臣あるいは厚生労働大臣の認識として、モデル年金の世帯には新たな負担は生じていないという言い方は、これは極めて国民をミスリードする不適切な表現であるというふうに言わざるを得ないと思えますが、今までの議論をお聞きになられて、改めて財務大臣に、予算委員会の安倍総理の認識、さらには柳澤大臣の認識は、これはちよつと間違っているなというふうに御答弁をいただきたいと思えます。

○尾身国務大臣 生活保護の区域の問題であります。

一級地、二級地というのが主として都市部、三級地が農村部といえますが田舎の方だというふうに理解をしておりますが、一級地、二級地の合計が大体三分の二、三級地が人口で三分の一だということでございます。一級地、二級地につきましては今までどおりということでございますが、三級地につきましては、課税最低限が変化した関係から影響が出てきているということでございます。

ただし、トータルとしての支払いの額、これは社会保険関係費と地方税でございますが、その合計は、生活保護を受けている高齢者世帯よりも現役世代の方がはるかに高いということになっている点もぜひ御理解をいただきたいと思えます。

○川内委員 いや、私はそんなことに文句を言っているのではなくて、それは、税制調査会の中でさまざまな議論が行われて、制度の持続的な可能性とか、あるいは世代間の負担の公平性とか、さまざまな観点から制度改正が行われたということについては承知をいたしております。

他方、総理や厚生労働大臣の認識として、モデル年金世帯以下の所得の方々は新たな負担は生じていないとおっしゃるので、それは、生じてい

るところもあるわけですから、その認識については、これは政府の認識ですからね、国の最高の責任者である総理や、あるいは社会保障に責任を持つ厚生労働大臣が、課税限度額以下の人たちは一切負担は生じていないんだという認識のまま行政に当たられるというのは極めて不適切であると思えます。この予算委員会で示されたそういう認識は間違っていますねということを確認しているんです。

○尾身国務大臣 この点については厚生労働省の方から詳細は答えたいと思いますが、総理が申し上げたのは、多分、一級地、二級地、三分の二のところについて申し上げたわけでありまして、三分の一の三級地につきましては先ほど言われたとおりでございます。私は、そういう意味において、三分の二についてはそのとおりである、三分の一については今おっしゃったような負担があるということでございます。

○川内委員 財務大臣、今の御答弁は極めて不適切だと思えます。三分の二については本当のことを言ったけれども、三分の一はごまかしたというんですか。いや、だってそうでしょう。三分の二は本当だが、三分の一は言わなかった、ごまかしたということじゃないですか。

私が申し上げているのは、モデル年金世帯以下の世帯には新たな負担は生じないとおっしゃっていらつしやるこの認識は正していただかなければなりませんよねということをお願いしているんです。言いわけしてくださいと言っているんじゃないですよ。正していただかなければなりませんねということをお願いしているんです。

財務大臣は閣僚の一員でありますし、内閣のメンバーであるわけですから、ぜひ、政府の見解としてその認識は間違っていないということをここでおっしゃっていただかなければ、それは、委員長、おかしいんじゃないですか。委員長、聞いていてそう思いませんか。財務大臣の言うとおりで、うんうん、それでいいと委員長として思うんですか。

○伊藤委員長 私は答弁する立場にございませんので、川内君、引き続き質問をお願いしたいんです。引き続き御質問を続けてください。(川内委員「いや、だから、もう一回答弁してください」と呼ぶ指名してください)

○川内委員 財務大臣にお答えをいただきたいと思ひます。

○尾身国務大臣 私の答弁は、先ほどから申し上げておりますように、一級地、二級地については変わっていません、三級地については変わっておりますというのを申し上げておりますので、詳細については、厚生労働省の方の担当の人に具体的に細かい数字は聞いていただきたいと思います。

○川内委員 いや、私は、数字について、今まで前段の議論で細かくやつたじゃないですか。それを踏まえて、予算委員会の総理大臣の御答弁あるいは柳澤厚生労働大臣の御答弁は間違っていますね、正していただかなければなりませんねということ、財務大臣に閣僚として御答弁をいただきたいということを申し上げておるんです。

厚労省、どうですか。何か言うことはありますか。では、言い方を変えますよ。柳澤厚生労働大臣の答弁は正しいですか。

○御園政府参考人 さきの予算委員会で私どもの柳澤大臣が御答弁申し上げたのは、ちよつと読み上げさせていただきますと、地方税の課税最低限、課税の境界線でありまして、それがおおむね二百六十六万円までは今まで非課税だったものが、これが二百六十六万円以下になるという事態が生じました、今総理がおっしゃった、通常のモデル年金をもらっている、あるいは年金だけで生活が成り立っているところは大抵二百六十六万円以下でございますから、この中に入つて、地方税の変動による影響は受けない階層に属しておられるということを経理はおっしゃった、こういうことでありますというふうに御答弁をさせていただいておるわけでありまして、このときに答

弁させていただいた柳澤厚生大臣が御説明したのは、言葉が足らなかつたかもしれませんが、二百六十六万円というのを申し上げておるわけで、先ほどのこの御議論の中でございましたように、一級地は二百六十六万円、二級地、三級地はそれよりも少し低いところに課税最低限がセットされているわけでございますので、私どもがこの柳澤大臣の答弁を聞いておりましたときは、ああ、大臣は一級地のことを言っているんだというふうに理解をしておりますので、間違つた答弁とは私は思つておらないところでございます。

○川内委員 いいですか、通常のモデル年金をもらっている、あるいは年金だけで世帯が成り立っているところというのは大体二百六十六万円以下でございますから、地方税の変動による影響は受けないという階層に属しておられるというふうにおっしゃつていらつしやいますよね。別に、ここを一級地のことなんて前提をつけて言っていないじゃないですか。モデル年金世帯以下のところは新たな負担が生じないと言いつついらつしやるじゃないですか。これは一級地のことだ、一級地のことと限定して言っているんだという根拠はどこにあるんですか。

○御園政府参考人 柳澤大臣の御答弁は、総理の答弁の補足答弁だというふうに私は理解をしております。もうそれは先生もよくお読みになつておるとは思いますが、水かけ論になるかもしれませんが、総理の御答弁は、読ませていただきますと、基本的には平均的な年金以下で生活をしている方々に対して新たな負担はないというふうに承知をしております、基本的にはという言葉を入つておりますので、そういう中で、一級地であるいは二級地、それは、その量の問題もあろうかと思ひます、三分の二が該当して三分の一が該当しないのをどつちをとるかという問題もございまして、やはり、基本的にはという総理の御答弁を補足する中で二百六十六万円という数字を明示していれば、我々の世界で理解をすると、うそをついたりということではないというふうに我々

は理解をしたということでございます。

○川内委員 後づけでいろいろな御説明をされるが、この前、厚生労働大臣が委員会を終わられてたまたま私が廊下で行き会つたので、大臣、非課税限度額が変わるのを知つていますかと聞いたら、へえ、それは聞いてみるわと言つていましたよ。

レクしていないんだらう。そういういいかげんな、国民をごまかすような行政ばかりやっていると、国民から信頼を受けないんですよ。負担増をしたら、負担がふえたふえた文句を言われるんですよ。正直に、正確に、誠実に説明することが国民からの理解を得る唯一の行政だと思ひますよ。

厚生労働大臣は知らなかつたですからね。私が、生活保護三級地で負担がふえたと知つていますかと。へえ、それは勉強するわと言つたんですから、私に。そんなにいいかげんな答弁をしているからだめなんですよ。間違つたことは間違つたときちんと閣僚がしっかりと認識をして行政に当たる。

生活保護三級地、田舎に住んでいるじいちゃん、ばあちゃんに課税が生じたんですから。一方、大都会に住んでいるじいちゃん、ばあちゃんが生じていないんですよ。そのことについて、いや、まあ、それは、基本的にはという言葉を使つていますからとか、そんなことじゃないと私は思ひますけれどもね。(発言する者あり)いろいろ言われて委員会が盛り上がりつてきたんですが、またこれは柳澤大臣や安倍総理にも申し上げなきゃいかぬというふうに私は思つておりますし、財務大臣もぜひ、これは認識が、やはりこの予算委員会の認識はちよつと不適切であつたな、あるんじゃないかなぐら、感想ぐら言つてくだされ。不適切だつたとか、であると言ひ切らなくいいですから、不適切であるかもしれないとか、そのくらい言わないとおかしいと思ひますよ、閣僚として。

○尾身国務大臣 この答弁について感想を述べよ

ということですが、答弁も質問も、一級地、二級地、三級地という単語は全然出てこなかつたのはちよつとおかしいのではないかとこのように思つております。

○川内委員 本当に残念だなと思ひますよ。田舎のじいちゃん、ばあちゃん年間十万円を超えているんですからね、負担がふえているんですから。田舎のじいちゃん、ばあちゃん年間十万円以上負担がふえて、都会に住んでいるじいちゃん、ばあちゃん負担がふえない、そのことが適切だとはとても私は思ひません。そのことをごまかすことはもつとよくないというふうに御指摘を申し上げて、私の時間もと十五分ぐらいですから、せつかく福井総裁にもお運びをいただいておりますので、お聞かせをいただきたいと思ひますので、福井総裁にお聞かせをいただきたいと思ひます。

私は、福井総裁、村上ファンドに対して福井総裁が御出資をなさつていらつしやつたということに關して、福井総裁は、「日本銀行員の心得」などの内規には違反していない、したがつて自分としては総裁としての職責を全うしてまいりたいというのを再三にわたつて御答弁されていらつしやいます。ちよつと、何回も何回もこういうことをお尋ねして心苦しいんですけども、もし内規に違反しているということが明らかになつた場合には総裁を辞する覚悟でいらつしやるのでしょうか。

○福井参考人 日本銀行の内規につきましては、最近の改正前のもの、それから最近の改正後のもの、いずれも承知をいたしておりますが、少なくとも、最近の改正は非常に最近のことでありまして、今後それに従つていく、以前の内規に対して私の行為が違反していないことは明白でございます。

○川内委員 内規に違反していないことは明白であるというふうにおっしゃられました。それでは、今まで何回も聞かれていたことであらうと存じますが、再度、総裁の御見解を確認させていただ

二〇〇一年、平成十三年四月に村上ファンド

商品への投資」と書いてあります。当該施策前の関連金融商品への投資、投資というのは解約も含むわけでございますが、せんだつて私が本委員会会で確認をさせていただいたところ、福井総裁が解約のお申し出をされたのは今年の二月十八日である、さらにその後、三月八日か九日に決定会合が行われて金融政策が発表をされたわけでござい

○福井参考人　まず、日本銀行内部での所得等報告制度でありますけれども、この規程に従つて、私自身も所得等に関する報告を行つており

○福井参考人 毎年、正当に申告をしておりますが、税務当局から疑義を差し挟まれたことはございません。

○川内委員 私には、疑義を差し挟まれたかどうかということをお聞きしているのではなく、税務当局から個別銘柄の明細について資料をお願いされましたかということをお聞きしております。

○伊藤委員長 申し合わせの時間が過ぎておりますので、簡潔に御答弁をお願いします。

○福井参考人 そういう御要請は一度も伺ったことはございません。

○川内委員 終わります。ありがとうございます。

○伊藤委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

私は、十月二十七日の財務金融委員会で、山本大臣の政治資金パーティーのパーティー券の購入先に金融機関が含まれているかということをお聞きしました。これに対して大臣は、調査してまた御報告したいと思いますが、ここで、その調査の結果を報告していただけますか。

○山本国務大臣 調査を行いましたところ、購入先の中に、例年と同様、幾つかの金融機関も含まれておりました。

そこで、言うまでもないことですが、パーティー券の購入の有無等により金融庁の行政が左右されることはあり得ないという考え方のもとにございますけれども、大臣規範等との関連でも、それに照らしても現在のところ問題はないと思っておりますが、国民の信頼確保に万全を期する観点から、金融関係者につきましては全額返金することといたしまして、既に手続を済ませております。

以上です。

○佐々木(憲)委員 その金融機関というのは何社で、幾らですか。

○山本国務大臣 何社かはちょっとわかりませんが、銀行十四枚、生保十二枚、損保十三枚、証券五枚で、合計四十四枚でございました。

○佐々木(憲)委員 金額は幾らになりますか。

○山本国務大臣 一枚二万円でありまして、合計しますと八十八万円でございます。

○佐々木(憲)委員 それを返却するということが……(山本国務大臣「いやいや、返却しました」と呼ぶ)したわけですね。

従来と同様というふうにおっしゃいましたが、パーティー券の内容について、金融機関が含まれていたという点については、従来の政治資金報告書には出てきませんが、これは従来どういう形になっていたんですか。

○山本国務大臣 多分、想像であります。二十万円以下のものについては相手方を記載しない、そういうルールにのっとって記載していないんじゃないかというふうに思っています。

○佐々木(憲)委員 それでは、次に、銀行のあり方についてお聞きをしたいと思っております。

さきの質問で、私は、大手銀行六グループのこの三ヶ月の当期利益について確認をしました。三兆一千二百十五億円という膨大な利益が上がっているわけです。ところが、法人税はどうかというところでお聞きしましたら、山本大臣は、納税額は発生していない、つまりゼロである、こういうことであります。

これは常識的に考えまして、三兆円以上の利益を上げて法人税はゼロ、私はこれはどう考えても納得できないんです。過去七年間の損失の累計が相当あって、それを全部消化するまで税金を払わなくていい、こういう仕組みだというんですけれども、しかも、五年を七年に延長した。このままいきますと、来年も再来年も、これから三、四年は少なくとも法人税はゼロという状況が続くんですよ。私は、国民的に見てこれは納得できないと思うんですが、大臣、どのように受けとめておられますか。

○山本国務大臣 金融システム円滑化のために主要行に注入した公的資金につきましては、これまでどこのところ、資本増強額以上の額で、国に利益が生じる形で回収が行われております。

また、現状、主要行が法人税を支払っていない

ことは、先生御指摘のとおりでございます。これは、財務会計上の損失と税務会計上の損金に認識時点のずれがあることが原因でございまして、銀行だけでなく、すべての企業に共通した法人税制に基づくものでございます。

なお、主要行におきましては、過去、財務会計上赤字という状況の中で税金を納めていた時期もあつたことは記憶にとどめておるところでございます。また、いずれにいたしましても、主要行は既に不良債権問題を脱却して業績も回復しておりますことからして、今後速やかに、課税上の繰り延べ欠損金が解消されて、法人税が納付できるようになることを私も切に期待しておりますのでござい

ます。

○佐々木(憲)委員 不良債権処理などで欠損金が出たからという理由で、利益が出て法人税は払わないというのは、私は理解できないんです。そういう仕組みをつくったこと自体が私は問題だったと思います。

今、銀行に対する公的資金投入の話がありました。銀行は国民の血税を投入されて、それで破綻を免れたわけです。では、確認しますが、これまでに公的資金は幾ら入ったんでしょうか。そのうち、返還されたのは幾らで、返つてこないものは幾らになりますか。数字をお答えください。

○佐藤政府参考人 いわゆる資本注入額に限らず公的資金全体というお尋ねかと思いますが、預金保険機構におきまして、平成十八年三月までに投入された公的資金ということととらえてみますと、まず一つ目には、破綻処理の一環といたしまして、預金者保護のために、破綻金融機関の受け皿金融機関に対して金銭贈与というものをいたしました。これが十八兆六千五百四十四億円でございます。

また、この破綻処理の一環といたしたもののを中心として、破綻金融機関等から不良債権の買い取りというのをやっておりますが、この買い取りとして九兆七千六百二十七億円という規模になってございます。それから、先ほどもちょっと出ました金融機能の安定あるいは早期健全化を

図るといって、存続している金融機関に対して資本注入という形で、これまでに十二兆三千八百六十九億円という資金が注入されております。それから、その他、いわゆる特別公的管理銀行に特有な処理等を中心に五兆九千六百六十七億円、こういう資金援助がなされているということでございます。

それで、金銭贈与、資産買い取り、資本増強、それぞれ性格が異なっておりますので単純に合計するのはいかかとは存じますが、あえて合計いたしますと、四十六兆七千三百七十七億円という数字になります。

次に、これらの回収の状況でございますが、まず、先ほどの金銭贈与十八兆円余りという部分についてでございますけれども、このうち、ペイオフコストを超える金銭贈与に用いられた交付国債の償還額十兆四千三百二十六億円につきましては、現段階において国民負担として確定をいたしております。残りの八兆一千八百二十八億円につきましては、この部分は、金融機関から徴収いたします預金保険料によって賄われるということでございますが、これまでに五兆七千六百六十八億円が既に預金保険料として徴収されております。残りの二兆四千六百六十億円の部分につきましては、今後徴収されるということであろうかと思

います。

それから、先ほどの不良債権等の買い取りでございすけれども、十八年三月末までに、実回収額で八兆五千八百十八億円が回収されておりました。これに伴う利益として、約一・一兆円の利益が生じているということでございます。

それから、資本注入につきましては、これは、直近時点、十一月二日現在でございすけれども、実回収額で九兆三千二百四十六億円の回収が行われておりまして、このうち利益に当たる部分が約一・二兆円ということでございます。

その他につきましては、十八年三月までに四兆八千六十億円を回収しておるということでござい

残余の部分につきましては、保有している資産あるいは株式等について、今後の返済あるいは回収の見込みをお答えすることは困難であるということをお断りしたいと思います。預金保険機構及び整理回収機構におきまして、国民負担の極小化の観点から、引き続き最大の回収に努めるということであらうかと思ひます。

としないという御指摘は、まことにそのとおりであります。

○佐々木(憲)委員 数字をたくさん言われたんですが、簡単に言いますと、国民負担の確定している総計は幾らなんですか。

○佐々木(憲)委員 数字をたくさん言われたんですが、簡単に言いますと、国民負担の確定している総計は幾らなんですか。

○佐藤政府参考人 現時点におきまして国民負担として確定している金額は、約十兆四千億ということでございます。先ほど申し上げました十兆四千三百二十六億円、この部分につきましては、現時点で国民負担として確定をしているということでございます。

○佐々木(憲)委員 要するに、四十七兆円の資金が投入されたわけですが、既に返つてきている部分も一部ありますが、国民負担として確定したのは十兆四千三百二十六億円。

これは莫大なお金ですよ。だからこそ、銀行は、そういう国民の税金を利用して、今では膨大な利益を上げることができた、そういう状況になつた。しかし、法人税はゼロである、何年間もゼロになる。それだけではないんですね。庶民の預金金利もともに上げておりません。手数料はどんどんどんどん上げる。こういうことで、庶民負担だけはふやしてきてきた。

○山本國務大臣 赤字決算を出しているからといって、悪い会社とか半人前とかいうことではなからうと思ひますが、過去の経過からして、公的負担を得て安定化し、なお活発な業務活動を行っているという銀行に限って見れば、何となく釈然

としないという御指摘は、まことにそのとおりであります。

○山本國務大臣 ちようど小泉内閣当時池田元久先生の御質問があつて、小泉総理が、公的資金投入行から献金は受けませんと、はっきり申し上げております。さらに加えて、正当な献金というのは政党活動について欠かさないものであるから、それは法律にのつとつて堂々と受けたいと思ひますともおっしゃつておられます。

○山本國務大臣 ちようど小泉内閣当時池田元久先生の御質問があつて、小泉総理が、公的資金投入行から献金は受けませんと、はっきり申し上げております。さらに加えて、正当な献金というのは政党活動について欠かさないものであるから、それは法律にのつとつて堂々と受けたいと思ひますともおっしゃつておられます。

○山本國務大臣 ちようど小泉内閣当時池田元久先生の御質問があつて、小泉総理が、公的資金投入行から献金は受けませんと、はっきり申し上げております。さらに加えて、正当な献金というのは政党活動について欠かさないものであるから、それは法律にのつとつて堂々と受けたいと思ひますともおっしゃつておられます。

○山本國務大臣 ちようど小泉内閣当時池田元久先生の御質問があつて、小泉総理が、公的資金投入行から献金は受けませんと、はっきり申し上げております。さらに加えて、正当な献金というのは政党活動について欠かさないものであるから、それは法律にのつとつて堂々と受けたいと思ひますともおっしゃつておられます。

○山本國務大臣 ちようど小泉内閣当時池田元久先生の御質問があつて、小泉総理が、公的資金投入行から献金は受けませんと、はっきり申し上げております。さらに加えて、正当な献金というのは政党活動について欠かさないものであるから、それは法律にのつとつて堂々と受けたいと思ひますともおっしゃつておられます。

民主主義のコストでございますし、私が金融庁の立場からどうということではありませんが、各行のガバナンスに基づいた経営判断というふうなことであらうかと思ひますので、また、監督庁の権限の問題や、監督の姿と、また献金の姿とは、ちよつと次元を異にしておりますけれども、先生おっしゃる点、つまり国民の理解を得ながらという点については、配慮が必要であらうというふうに思ひます。

○佐々木(憲)委員 以前は、東京三菱銀行は日本経団連から要請を受けたことがあるんです。そのとき東京三菱銀行は、公的資金は返還して、受け取っておりません。にもかかわらず、それを各銀行に伝えることをやらなかつたんです。つまり、献金を拒否したんです。ところが、現在、検討する、しかも通知するということをやっていると、これは非常に大きな変化なんです。

これは、今の銀行の現状からいって、私はやるべきではないと思ひます。国民に還元せずに、何でもそつちの方ばかり先にやるんだ、こういうことになるわけなんです。そういう点をよく踏まえて、銀行の言いなりにならないような行政をやつていただきたい。

次に、尾身大臣にお聞きをいたします。先日の質疑で、私は、高齢者の増税、負担増の問題についていただきました。そのとき尾身大臣は、現役世代の給与所得者の方が高齢者年金世帯よりもはるかに大きい負担になつていっているとおっしゃいました。高齢者に負担をさせるのは当然であるかのような答弁をされました。

そのときに大臣は、「所得が三百八十万円の場合、年金世帯の場合は、五年前は四千万円の税負担でございましたが、これが十四万円になつております。他方、給与世帯の場合は、五年前十三万円の負担であつたものが二十一万円、同じ所得でありながら、給与・現役世代は一・五倍の税負担をしている」と答弁をされました。

尾身大臣が答弁をされた際の根拠になつた数字は、私が今配付をしております資料の一枚目の、

右から二列目の下から二段目。上の場合は年金所得者、十四万一千円。下の場合は給与所得者、二十一万二千円。この数字を使われたと思うんですが、そのとおりですか。

○石井政府参考人 数字をお答え申し上げます。今おっしゃれた数字をもとに答弁されたものでと理解しております。

○佐々木(憲)委員 今確認したように、尾身大臣の使われたのは、今配付した一枚目の資料です。

それで、比較するとすれば可能な限り共通の前提を置かなければならないと私は思ひます。大臣、聞いていますのか。尾身國務大臣、聞いていますよ。同じ前提、できるだけ共通の前提を置かなければならぬと思うんですね。しかし、この表は現役世代の税負担を重く見せる仕掛けになつていないんです。

なぜかといひますと、上にある年収三百七十九万二千円の年金世帯の場合は、夫が三百万円の年金収入、妻が七十九・二万円の収入を前提として計算しているんですね。下は現役世帯。妻の収入はゼロなんですよ。年収がすべて夫の分で、三百七十九万二千円。税がかかるのは夫の分です。ゼロから七十九万、これはかかりませんから。そうすると、夫の分の年収の三百万円と三百八十万を比較すれば、三百八十万の方が多くなるのは当たり前なんです。これは適正な比較とは言えないんじゃないでしょうか。

比較するとすれば、妻の年収をパートなどで七十九万二千円稼いだとして、夫の収入が三百万として計算して、高齢者世帯と前提を同じにして比較するというのが当たり前の方法だと思ひます。

それで比較すると、十九年分の税額は、どうなりますか、増税分はどうなりますか。

○尾身國務大臣 先日申し上げましたのは、おっしゃるとおり、給与世帯については夫が三百七十九万円で妻の収入がゼロという想定で申し上げました。

今の御指摘の、夫三百万円、妻七十九・二万円という想定で申し上げますと、年金世帯の場合には税負担の合計が十四万一千円になっております。給与世帯の場合には十三万八千円になっておりまして、年金世帯の方が税負担としては多いという数字になっております。

ただし、これはどういうことかと申しますと、保険料等の負担が、年金世帯の場合には二十九万二千円であるのに対して給与世帯は五十三万二千円と、二十四万円給与世帯の方が余計に保険料等の負担をしているわけでございまして、これは可処分所得という点から見ますと、これが社会保険料控除として所得の課税所得から差引かれるということになります。

したがって、実質の課税所得、つまり実質の所得は、この比較におきましては年金世帯の方が給与所得より高くなっているというところでございまして、したがって、課税所得がこの社会保険料控除があるために給与世帯の方が少なくなっているわけであります。課税対象所得が。したがって、その結果として、税額は給与世帯の方が十三万八千円となっております。年金世帯よりも税額としては低くなっているわけであります。

しかしながら、保険料負担と税の負担と両方合わせますと、年金世帯は四十三万三千円、給与世帯は六十七万円というところでございまして、同じ所得でありまして給与世帯の方がはるかに大きな負担になっているという事実があります。

○佐々木(憲)委員 保険料の問題を私は今問題にしているんじゃないですね。税の話なんです。

しかも、尾身大臣がこの前答弁をしたのはこの数字なんです、私がさっき紹介した。つまり、税負担がいかに給与所得者が重い、重い、一・五倍である、場合によっては十倍だとか、そういう話をされるものですか、私はそれでは、収入の前提を同じようにしなければおかしいじゃないかということ、計算を財務省にしていたいたの二枚目にあるわけです。

それを見ますと、同じ位置のところを見ていた

だければわかりますが、世帯収入、年金世帯とそれから給与所得者世帯、そのうち夫三百万円というふうに両方いたします。それを前提として税収の、税負担の計算をしますと、そこにありますように平成十九年分、年金世帯の場合には十四万一千円、これは変わりません。ところが、給与所得者の場合は十三万八千円なんです。したがって、これは増税の分としても、年金世帯は十三万七千円の増税、現役世帯は五万八千七百円の増税、こういうことになるわけです。したがって、高齢者の負担は現役世帯よりも重くなっているわけですね。高齢者の増税額も現役世帯の二倍になっているという事なんです。このように計算いたしますと、全く違う結果になるわけですね。

それから、単身世帯の場合はどうか。次のページをあげていただきますと、単身世帯は、同じようにして、世帯収入三百万円の場合、年金世帯、平成十九年分の課税は十九万八千二百円、十三万二百円の増税です。これに対して、現役世帯では十九万二千五百円の課税で、三万四千五百円の増税になる。つまり、現役世帯よりも年金世帯の方がはるかに負担が重いわけです。

世帯収入が三百二十・八万円の場合、年金世帯は二十二万七千七百円の課税で、十四万一千三百円の増税、現役世帯では二十一万一千百円の課税で三万八千円の増税、これも高齢者の負担が現役世帯よりもはるかに重くなるわけですね。

税ということに限って試算をいたしますと、結果として、尾身大臣が前回答弁されたことは全く逆の結果になる。この数字自体はそのとおりですね。

○尾身(憲)大臣 今おっしゃった数字は、そのとおりでございます。

ただ、どちらの負担が重いかということは、税と保険料等の負担を合計したものでございまして、単身世帯の場合におきましても、保険料の方は、年金世帯二十一万七千円に比べて、単身世帯の方は三十八万五千円と、ほぼ二倍近い保険料負担をしているわけでございます。その分を所得か

ら社会保険料控除として差引いて、可処分所得といえます。課税所得で計算をしますと、同じ所得であっても、社会保険料負担が高齢者の方が少なくて現役世帯の方が多いために、実際の課税所得、これは可処分所得と言ってもいいと思います。その課税所得が高齢者の方が高くなる。そして、給与世帯、現役世帯の方が低くなるというこの結果として、税そのものの負担は給与世帯の方が幾分か安くなるわけでありまして。

しかしながら、社会保険料の支払いと税の支払いを合計いたしますと、単身の場合におきまして、年金世帯が四十一万五千円に對しまして、給与世帯は、世帯というのとは単身でございしますが、五十七万七千円と、現役世代の方が高齢化世代よりもはるかに高い負担をしている、そういう負担の差というのはあつて、そういう意味で、高齢者についての配慮を十分している、そういう制度になつていくということとございまして、これは政党のいかに問はず、事実関係としてしっかりと御認識をいただきたいと思ひます。

○佐々木(憲)委員 私は税金の話をしてるんです。それをまた今度は保険料の話に広げて、しかもその保険料は、それは現役世帯は一定の保険料を払っていますよ、当然。高齢者になると、それは払わないでいいとか、あるいは軽減というのがあります。そういうことを含めて言うなら、それなら、ではそれに対して、特養ホームに入つた場合の利用料はどうか。こうなつていくと、高齢者の場合の方が大変な負担になるわけですよ、この前も私はここで申し上げましたけれども。病院に入院した場合もそれに加算される。収入の三分の一あるいは半分近くが、そういう形で負担が飛んでいく、こういうことになつていくわけですね。

したがって、今お認めになりましたように、税の関係でいうと、結局、尾身大臣が、高齢者の税負担は軽い、現役世帯が重いと言つていたことは、それは数字の上の計算の根拠の違いであつて、私がこの前提で試算すれば、そのとおりだと。

と。つまり、高齢者の負担は非常に重いということ。税の面ではお認めになつたわけでありまして。

この問題、私、考えると、もともとこういう形で比較をするということ、政府が、つまり尾身さんがこの前盛んに比較をされておつしやいましたから、そういう意味が果たしてあるのか。つまり、現役世帯の給与所得の場合と高齢者世帯の年金収入というのは、やはりそれぞれ性格が違うわけでありまして。高齢者の場合は、稼得が減少する、それから体力が減退する。したがって、現役の場合と違うからこそ特別な支援というのが今までもやられてきたし、それが必要なわけですね。老年者控除などの軽減策が設けられてきたわけですね。それを現役世帯と一律に同じやり方で負担を合わせるというやり方が、無理が生じるということなんです。

今、もう本当に悲鳴が聞こえますよ、全国。そういう方々がふえているわけですね。ですから、今こういうやり方で、高齢者の増税を正当化しようとしていろいろな数字を出して説明されますけれども、比較の前提が違う数字を持ってきたり、矛盾が逆になつてしまつてしまつて、こういう結果になつていくわけですから、私は、政府がやっていることは、これはだれが見ても高齢者の生活を直撃する増税だということとは明らかなので、負担もふえる、それから利用料もふえる、そういう形で高齢者の生活が大変な打撃を受けているという実態こそ認識すべきだ、このことを指摘しておきたいと思ひます。

次に確認したいのは……

○伊藤(憲)委員 質問時間が過ぎていますので、おまとめをいただきたいと思ひます。

○佐々木(憲)委員 わかりました。

数字だけ確認しますが、全体の負担の数字で公的年金控除の見直し、老年者控除の廃止、個人住民税、老年者非課税の廃止、これで何人の高齢者が負担増になるか。それから全体の収収は、

これは合わせて幾らなのか、この点を最後に聞きたいと思います。

○石井政府参考人 年金課税の見直し等によりまして税負担がふえる、または税負担が生じる方の数でございしますが、約五百万人程度、これは年金受給者全体、約二千五百万人おられますが、その約五分の程度になります。

また、これらの見直し措置によりましての増収額でございしますが、平年度で申しますと、国、地方を合わせまして約四千億円というふうに見込んでいたところでございます。

○佐々木(憲)委員 わかりました。

結局、四千億円という数字でどんなに悲鳴が上がつているかということなんです。一番最初に私、申し上げましたように、銀行は税金を払っていない、大企業も減税を受けている、こういう状況を変えて、そういう高齢者を支えることをやるのが本当の政治ではないのかということを最後に申し上げまして、質問を終わります。

○伊藤委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時八分散会

財務金融委員会議録第二号中正誤

ページ 段 行 誤

元 四 三 パススル、組 パススル組合

合

平成十八年十一月二十二日印刷

平成十八年十一月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

D